

東南アジア学会会報

2017年11月

第107号

目次

2017年度春季大会会員総会摘録	3
第27期第1回理事会摘録	6
第27期第2回理事会摘録	9
2016年度東南アジア学会会計決算報告	11

第97回研究大会報告

<自由研究発表>

イスラーム教育の役割に関する一考察—タイ深南部におけるイスラーム改革派の動向に着目して—	西直美	15
イスラームネットワークのなかのミンダナオ —写本と口承からみるサイドナー・ムハンマド・サイドの旅（19世紀初頭）—	川島緑	15
サイゴン市におけるベトナム人の政治運動の限界性 —20世紀前半サイゴン市議会選挙・コーチシナ植民地議会選挙の分析を通じて—	渋谷由紀	16
自然資本の意味と価値をめぐる交渉 —ベトナム中部におけるPFES（森林環境サービスの支払い）の実施と地域住民—	生方史数	17
日本占領下インドネシアでの文教・文化政策と刊行物が果たした役割 —サヌシ・パネ著『インドネシア史』を中心に—	姫本由美子	18
タイにおける日本の鉄道車両—蒸気機関車から新幹線へ— 植民地期西ジャワの経済発展とバタヴィア港の貿易	柿崎一郎	19
	植村泰夫	19

<パネル1>ムスリム系移民・難民と東南アジアの民族間関係

—ミャンマー・マレーシア・バングラデシュの事例から—

趣旨説明	山本博之	20
報告1 ミャンマー社会と多宗教・多民族共生の難しさ：ムスリムの事例から	斎藤紋子	21
報告2 ムスリム系移民・難民が搖るがしうるマレーシアの民族間関係	篠崎香織	22
報告3 「2016年10月9日事件」と「ロヒンギヤ」：バングラデシュからの見方	高田峰夫	22

<パネル2>民主化のなかのミャンマー農山村

趣旨説明	松田正彦	23
報告1 都市労働需要の拡大下におけるヤンゴン近郊農村の農外就労—タンダビン郡区一村落の事例—	水野敦子	24
報告2 バゴー山地カレン村落と焼畑土地利用の変容—15年間のモニタリング調査から—	竹田晋也	25
報告3 シャン州北東部国境地域の少数民族山村の現状—ビルマ化と中国の狭間で—	吉田実	25

短報

国際シンポジウム‘Glocal Perspectives on Intangible Cultural Heritage: Local Communities, Researchers, States and UNESCO’の開催について	長谷川悟郎	27
第13回タイ研究国際会議参加記	田崎郁子	28
「フィリピーノ語によるフィリピン研究学国際会議」と「環太平洋民族と環境に関する西マウイ国際会議」に出席して	荒哲	29
第9回ヨーロッパ東南アジア学会（EuroSEAS）研究大会に参加して	津村文彦	31
第18回国際仏教学連盟会議	川本佳苗	32
地区活動報告		34
新入会員・住所変更など		35
事務局より		38

2017 年度春季大会会員総会摘録

日時： 2017 年 6 月 3 日（土） 17:00～18:00
 場所： 広島大学 東千田キャンパス 未来創生センター 3 階 M304 室
 出席： 会員 61 名

0. 議長選出（総務）

- 坪井祐司会員が議長に選出された。

1. 報告事項

(1) 会長報告（飯島）

・今期第 27 期理事会は、学会会員全員に対し、アンケートを実施することを決定した。会報 106 号でもアンケート実施の経緯についてはすでに説明したが、もう一度ここで話す。内容についてはアンケートを作成したワーキンググループ担当の方から説明する。私はアンケート実施の経緯と背景について述べる。このアンケートを学会活性化に向けたアンケートと呼ぶ。
 ・当学会は昨年末に設立 50 周年を迎えた。その節目にあたり、第 26 期理事会から今後に向けて新しい方策を考えるために申し送りがあった。その申し送りの中で最も重大なものが研究大会開催の回数の見直しであった。これまで研究大会は年 2 回開催されてきた。この回数を年 1 回にするという案である。この案が出た背景としては、会場校の依頼が難しくなってきたこと、そして、その理由としては、会場校の負担が大きいということが挙げられる。また、東南アジア関連研究会が他にも多くあり、会員も疲労感が出てきている。さらに、インターネットが普及している現代、年 1 回開催でも学会の役割は果たせるのではないかということが指摘されている。

・12 月に開かれた第 27 期理事予定者会合で議論した結果、研究大会年 1 回開催にするための合意は得られたが、それを実施するための検討が必要であることが認識された。また、50 年の節目にあたり、今後を展望する時期にあるという自覚に基づき、単に開催を 1 回にすることを目的にするだけではなく、この機会を学会のあり方全体を考えるための機会として位置付ける。

したがって、開催年 1 回化は、学会活性化が目的である。活性化に繋がるかどうかを精査していく。年 1 回の開催は次期第 28 期の理事会が担当することになる。今期は 2 年 4 回の開催を、責任を持って行う。2018 年秋季は第 100 回大会になるため、この第 100 回大会は有意義な記念大会にしたいと考えており、後日皆様からアイディアを頂戴したい。

・この問題の重要性に鑑み、全会員に対し、アンケートを実施する。年 1 回大会開催の件だけでなく、学会の活性化が目的であるため、連動している例会や学会誌についても質問する。自由記述欄も設けるため、率直な意見を聞かせてもらいたい。アンケートはウェブ上で 6 月 17 日から 1 ヶ月間で行う予定。結果は集計後、次回大会でその結果に基づき、何らかの提案を理事会から行う。

(2) 総務報告（池田）

・会員数 585 名（1 月に会員資格喪失者の整理のため 161 名減、内訳：一般会員 496 名、学生会員 89 名）、郵送会員 28 名、2016 年度の会費滞納者 112 名。

・会報 106 号を発行した。
 ・東南アジア史学会賞の締め切りは 6 月末日で、現時点までに 4 件の応募があった。
 ・今年度中に会員名簿を発行する予定。
 ・委員の任命報告：

総務：岡田雅志、菊池泰平、菅原由美、
 宮脇聰史、吉川和希

会計：石橋弘之、佐久間香子、下條尚志

編集：長田紀之、篠崎香織、多賀良寛、

日向伸介、細田尚美、光成歩

学術涉外：島田竜登、内藤耕、柳澤雅之

教育・社会連携：蓮田隆志

情報：遠藤総史、讚井綾香

関東地区：生駒美樹、合地幸子、小島敬裕、

寺井淳一、南波聖太郎、山崎美保

中部地区：川口洋史

関西地区：伊澤亮介、伊藤正子、田崎郁子

九州地区：田村慶子

ハラスマント防止：岩井美佐紀、菅谷成子、

速水洋子

(3) 会計（小林）

・特に大きな報告なし。当会場でも会費納入を受け付けている。

(4) 大会報告（片岡）

・広島大学のスタッフに御礼を申し上げる。参加予定者人数は本日 65 名、明日 62 名。当日参加者もおり盛会である。

(5) 大会活性化報告（笹川）

・アンケートは研究大会、地区例会、学会誌の 3 つの点に関して行う。質問項目 17 あり、ウェブ上で、同じ人の複数回答を避けるために、メールアドレスを記入してもらう（個人特定には使用しない）。郵送会員には郵送で行う。
・内容としては、年代、専門分野、専門地域、大会参加頻度、大会発表経験、大会運営経験、大会に参加しなかった理由、今後の大会に期待すること、年一回大会開催についてどう思うか（賛成、反対を 5 段階に分けて聞く）、賛成・反対を選んだ理由、大会を活性化するための企画案、会場校の負担を減らすための案、地区例会の参加頻度、地区例会活性化の工夫、学会誌について投稿経験、投稿しない理由、学会誌を魅力的にする案の順番でアンケートを行う。

・大会年 1 回化に関して、すでに反対意見も出ており、アンケートはできるだけ中立になるよう作成した。不満がある時には自由記述欄に書いて欲しい。

(6) 編集（太田）

・26 期：学会誌 46 号は作業完了。発送を待つだけであるが、46 号は 100 ページほどの近年にない薄さになった。論文が掲載されていない。投稿論文はあったが、査読の結果、どれも掲載されないことになった。査読担当者は論文をよりよくするため細かな指導を行なっていた。学会誌の質と、投稿論文の質の向上のためにも意味があったと思う。

・27 期：活動を開始。47 号投稿受付開始。論文と新刊紹介以外に、書評論文、研究展望の投稿も受け付けている。詳しくは、学会ホームページを参照してほしい。

ジを参照してほしい。

・また、44 号の電子版が完成。アクセス可能になっている。

(7) 学術涉外（吉村）

・東南アジア学会は日本学術会議に加盟している学会である。日本学術会議においては、地域研究委員会の分科会があり、メインとなるのが地域研究基盤整備分科会であり、地域研究の社会的意義・役割について議論がなされている。特に、2016 年 6 月以降、日本学術会議では安全保障（軍事研究）と地域研究の関係の議論がなされており、日本学術会議は 2017 年の報告書と声明において、軍事研究とは一線を置くことを再確認した。

・東洋学アジア研究連絡協議会については、2016 年 12 月 17 日に東京大学で総会が行われた。地域研究学会連絡協議会は、2016 年 12 月 17 日に獨協大学で年次総会が行われた。地域研究コンソーシアムは 11 月に京都大学で年次総会が行われたが、これについては前回の研究大会及び理事会で報告されている。会長が理事として参加している。

(8) 教育・社会連携（桃木）

・高校指導要領改訂にともない高校地歴科・公民科では新必修科目として「地理総合」「歴史総合」「公共」、選択科目として「地理探究」「世界史探究」「日本史探究」が設けられ、現場に大幅な変更が要求される。東南アジア関連の事項は大幅減の可能性が大きい。

・教育職員免許法の改定にともない、全大学で文科省による教職課程の再審査を受けることが要求されている。アクティブラーニング全面導入で教科教育法の授業担当者やシラバス審査が厳格になる見込み。

・本学会では世界史における東南アジア史関連用語の選定・解説作りを進めてきた。もうすぐ完成予定であり、7/29 開催予定の「高大連携歴史教育研究会第 3 回大会」に影響を与える。本学会からも多数の会員の参加を望む。

(9) 情報（清水）

- ・会報 106 号について、SEA ML5 月 22 日 4829 号送付分でダウンロードの仕方を説明している。6 月末までダウンロードできるが、学会ウェブからダウンロードするのではなく、SEA ML 4829 にリンクが貼られているので、そこからダウンロードしてほしい。6 月末以降のバージョンでは広告・会員情報は削除される。

(10) 各地区

①北海道・東北（今村）

- ・今後は一般市民向けも視野に入れたイベントとの合同開催を考えている。
- ・例えば山形映画祭を例会と共に催す予定である。他に、北海道委員の任命も考えている。北海道・東北地区の人的ネットワークについて、会員からアドバイスが欲しい。

②関東（総務代読）

- ・4/8 に第 1 回例会で 2 名の報告。5 月は広報不十分で発表者がなく流れた。10 月は未定だが 11 月は 1 人、1 月にも 2 人の発表を予定。広報を強化していく。

③中部

- ・報告なし。

④関西（西）

- ・毎月第二土曜日に京大で開催。1 月にキリスト教特集、2 月ベトナムの華人特集、5 月仏教説話 12 人姉妹の特集で例会を開催した。7 月にも特集を企画している。個人発表は応募が少なく空きがある。9 月と 12 月の例会発表者が未定。

⑤中国・四国

- ・報告なし。

⑥九州

- ・報告なし。

(11) ハラスメント防止（弘末）

- ・具体的な問題は特になし。第一回ハラスメント防止委員会が開かれ、副委員長は菅谷会員となった。個々の大学で取り上げにくいことを学会で取り上げること、学生へのサポートを重視していくことが議論された。本委員会は会員間の風通しを良くするための委員会である。気軽に声をかけてほしい。

(12) その他

- ・特になし。

2. 審議事項

(1) 2016 年度会計について

- ・西理事より、配布資料をもとに 2016 年度の決算報告が行われ、続いて鈴木恒之監査より監査結果報告が行われ、承認された。

(2) 第 98 回秋季研究大会について

- ・岡本大会担当理事より、第 98 回秋季研究大会は 12 月 2 日-3 日に神田外語大学で開催することが提案され、承認された。

(3) その他

- ・特になし。

第27期第1回理事会摘録

日時：2017年4月22日（土）14:00～17:00

場所：大阪大学豊中キャンパス 文法経本館中庭
会議室

出席：青山亨、飯島明子、池田一人、太田淳、岡本正明、片岡樹、小林知、笹川秀夫、清水政明、西芳実、根本敬、山本博之、吉村真子

欠席（委任状提出）：伊野憲治、今村真央、加納寛、土佐桂子、玉田芳史、長津一史、弘末雅士、宮田敏之、桃木至朗、八尾隆生

0. 定足数の確認

出席者13人、委任状10通で定足数（16名）を満たしていることが確認された。

1. 報告事項

(1) 総務（池田）

- ・東南アジア史学会賞に現時点で1件の応募があった。
- ・国際交流基金アジアセンターより交流事業で連携の申し入れがあった。

(2) 会計（小林）

- ・サーバードメインの使用料、東洋学・アジア研究連絡協議会と地域研究学会連絡協議会（JCASA）の分担金の振込を行った。

(3) 大会（片岡、岡本、笹川、根本）

- ・審議事項でまとめて報告

(4) 編集（26期：笹川、27期：太田）

- ・26期担当：5月末に46号が刊行予定で、100ページ程度のボリュームとなる。
- ・27期担当：電子化担当として光成歩委員を任命したが、ほかにも任命予定。47号から「研究展望」3本を加える。

(5) 学術渉外（吉村）

- ・日本学術会議：2016年以降、安全保障と学術に関する検討委員会で学術研究と軍事研究との関係のあり方を議論。2017年4月に日本学術会議の声明「軍事的安全保障研究に関する声明」、

報告「軍事的安全保障研究について」を公表（詳細は日本学術会議サイトで参照可）。本学会が参加する地域研究委員会でも、地域研究との関わりを議論。

・東洋学・アジア研究連絡協議会：2016年12月17日に東京大学（本郷）で総会とシンポジウム「東洋学・アジア研究の新たな振興を目指してPart IV」開催。本学会からは島田竜登委員が同協議会の会計監査に就いている。

・地域研究学会連絡協議会（JCASA）：2016年12月17日に獨協大学（草加）で年次総会。2016年1月から事務局は日本ラテンアメリカ学会が2年間担当。事務局長は浦部浩之氏（獨協大学）。

（以上3団体の窓口担当は吉村理事）

・地域研究コンソーシアム（JCAS）：JCAS会長は本学会の河野泰之会員。本学会からは2017年1月から飯島会長が理事、学術渉外の柳澤雅之委員、内藤耕委員がJCAS運営委員に参加。

（JCASの窓口担当は玉田理事）

(6) 教育・社会連携（桃木：欠席）

(7) 情報（清水）

・ML開設について、1月には理事会ML、大会活性化WGのML、総務ML、2月には大会理事MLを開設した。編集担当MLがまだ開設されていないがいつでも対応可能。26期のMLは廃止の手続きをとる。ただし26期編集MLは会誌46号が発刊終了した後7月ころを目途に廃止する予定。

・ドメイン更新を行った。

・ウェブ更新について、従来通り各担当理事からの依頼があった時に更新を行う。ただし、大会情報・会報・会員名簿・会誌の目次などの更新については情報担当から依頼を行うこともある。

・学会HPの英語ページについて、英語化がなされていないページ、なされても更新がされていないページなど混在しており、全体として整備されていない。今後、充実化の方式などを話し合い、できるところから徐々に対応する。例えば、大会発表の際に発表者から発表の英語タイトルを申告してもらう、といった工夫は次の広島大会からさっそく実行できる。

(8) 各地区

①北海道・東北（今村：欠席）

②関東（宮田：欠席、総務代読）

・2016 年度には、6 回の例会が東京大国語大学本郷サテライトで行われた。

・2017 年度では 4 月にすでに 1 回例会が行われており、5 月、10 月、11 月、1 月に例会が予定されている。

・関東例会の運営は理事会任命期間とずれており、以前から 3 月終わりの 4 月初めが慣例として定着している。実際には 1 月例会まで開催されており、期の変わり目で前期の例会担当が 1 月まで担当してから次期例会担当に引き継いでいる。

③中部（加納：欠席）

④関西（西）

・2017 年 1 月はキリスト教特集、2 月はベトナムの華人特集で例会を開催した。

・この後も第 2 土曜開催で、5 月は仏教説話「12 人姉妹」特集、7 月も特集を企画中、11 月は個人報告 2 本の予定。6 月、9 月、12 月は発表内容未定。

⑤中国・四国（八尾：欠席）

⑥九州（伊野：欠席）

(9) ハラスメント防止（長津・弘末：欠席、総務代読）

・特になし。

(10) その他

・2016 年 12 月に開催した理事予定者会合の摘録を、本年 1 月に発足した 27 期理事会の議事録として承認した。なお、前回議事録の承認は、理事会が開催される際、毎回冒頭で承認をもとめる。

2. 審議事項

(1) 委員について

池田総務理事より報告。以下の通り、各委員が承認された（敬称略）。

・総務：岡田雅志、菊池泰平、菅原由美、宮脇聰史、吉川和希

- ・会計：石橋弘之、佐久間香子、下條尚志
- ・編集：日向伸介、細田尚美、光成歩
- ・学術涉外：島田竜登、内藤耕、柳澤雅之
- ・教育・社会連携：蓮田隆志
- ・情報：遠藤総史、讚井綾香
- ・関東地区：生駒美樹、合地幸子、小島敬裕、寺井淳一、南波聖太郎、山崎美保
- ・中部地区：川口洋史
- ・関西地区：伊澤亮介、伊藤正子、田崎郁子
- ・九州地区：田村慶子
- ・ハラスメント防止：岩井美佐紀、菅谷成子、速水洋子

(2) 東南アジア史学会賞について

- ・飯島会長より、5 人の選考委員任命と委員長の互選について報告があり、承認された。
- ・選考委員の氏名開示については、2 回の選考過程後、2 年目の受賞者の受賞講演が終了した時点で学会ウェブサイトに氏名を公開することとした。今期 27 期については選考委員にも了承を得ており、101 回大会での東南アジア史学会賞受賞記念講演後に氏名公表となる。

(3) 春季研究大会について

- ・片岡大会理事より、自由研究発表で 7 件、パネル発表で 2 件の応募があり大会理事間では採択された旨報告があり、理事会にプログラム案として提示された。自由研究発表者とパネル発表の責任者の会員資格・会費納入状況を確認ののち、理事会で承認されることとした。

- ・熱帯生態学会との学会発表の相互乗り入れを柱とした連携の取り決めに従い、第 1 に、先方学会に対して本学会研究大会の発表公募情報を前もって提供すること、第 2 に、先方学会の会員が本学会で発表を行う場合、当該の先方学会員に先方学会の会員資格に瑕疵がないか確認されなければならないことが確認された。第 2 の点と関係して、先方学会の会員が本学会のパネル責任者としてパネル発表の応募ができるか否か、継続審議することとした。

(4) 秋季研究大会について

- ・飯島会長より、第 98 回大会を 2017 年 12 月

2日（土）と3日（日）に神田外語大で開催することが提案され、承認された。同大学事務方の承認を受けて正式決定の予定。

（5）第100回研究大会について

・飯島会長より、第100回記念大会を2018年12月に東京大学本郷キャンパスで開催することを島田竜登会員に打診し、快諾を受けたことが報告された。この開催提案は承認された。

（6）2016年度決算について

・西前会計担当理事より2016年度決算報告があった。一般会計で特徴的であったのは、まず会費収入が想定より100万円ほど多かったことであるが、会費滞納会員の除籍処理に際して駆け込みでの会費支払いが多かったことによる。また、支出が見込みより50万円ほど多かったが、これは会員管理費について本来2015年度に請求される分が2016年度に回ったこと、会誌電子化経費が計上されたことによる。研究奨励金は史学会賞にかかるものであるが、特記事項はなし。つぎに研究助成金については、若手会員の発表補助はなく、託児所利用2件のみの支出であった。

・期頭の総会での会計報告は、前会計担当理事（今回は西芳実・現関西地区担当理事）が行うことが慣例となっている。

（7）次回会員総会の議題について

・池田総務理事より、報告事項としては今回の理事会報告事項と委員任命について、審議事項として第98回大会と2016年度決算について、おのおの報告・審議を行うことを提案され、承認された。

（8）大会活性化のためのアンケート原案について

・飯島会長より大会活性化のためのアンケート策定について説明があり、2016年12月の第27期理事予定者会合での議論を受けて、第27期理事会としては、研究大会の年1回化の実現を大会活性化の基本方針とすることが確認された。そのうえで、第1にこの方針への反対意見をで

きうるかぎり考慮すること、第2に1回化のデメリット極少化のために方策を講ずることの2点を念頭に、アンケートを実施することが説明された。

・アンケートの前文にはアンケート実施の経緯についての説明、アンケート本文には大会1回化の可否と関連する質問、例会に関する質問、会誌に関する質問を含めることとした。原案に関する議論を行ったのち、大会活性化ワーキンググループでさらにアンケート案の推敲を重ねることとした。

・アンケート実施の具体的方法として、ウェブ上のGoogleフォームなどのサービスを利用する。技術的問題として会員資格を確認しつつ同じ人物の多重回答の回避をする必要があり、これについてはSEAML登録のメールアドレスを入力してもらう方法がありうると清水情報担当理事より示された。その際に、メールアドレス入力は回答者個人の特定が目的ではないことを明示する。郵送会員には郵送する。

・アンケート実施のスケジュールとして、まず6月研究大会の理事会でアンケート案第2稿を検討して細部を詰める。同大会の会員総会でアンケート実施を説明し、そのうちアンケートを実施する。1ヶ月を目処に締め切るが、その途中（6月半ば～7月半ばころを想定）で1回リマインダーを流す。その後集計を行い10月の理事会でアンケート結果を検討し、大会活性化の方向性について理事会方針を再検討する。12月の研究大会会員総会でその方向性を決定する。

（9）その他

・山本編集理事から会則19条の修正を検討について提案があった。会則19条は「本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる」と定めるが、5月末に刊行される会誌の編集等を考慮し、「4月1日に始まり3月31日」に改めることを検討することを求めた。これについては、6月開催の研究大会や学会賞等の運営に不利に作用する可能性がある、大会活性化の議論の行方とも関係するとの意見があり、次回以降の継続審議となった。

・次回理事会は広島大学での春季研究大会1日

目（6月3日）の11時00分～12時50分及び
2日目（6月4日）の12時00分～13時00分
に開催する。

第27期第2回理事会摘録

日時： 2017年6月3日（土）11：00～12：50
2017年6月4日（日）12：00～13：00

場所： 広島大学 東千田キャンパス 未来創生センター 3階ミーティングルーム

出席： 青山亨、飯島明子、池田一人、今村真央、伊野憲治、太田淳（2日目）、岡本正明、片岡樹、小林知、笹川秀夫、清水政明、玉田芳史、土佐桂子、西芳実、根本敬、弘末雅士、宮田敏之（1日目）、桃木至朗（2日目）、八尾隆生（2日目）、山本博之、吉村真子

欠席（委任状提出）：太田淳（1日目）加納寛、長津一史、宮田敏之（2日目）、桃木至朗（1日目）八尾隆生（1日目）、

0. 定足数の確認

1日目は出席者18人、委任状5通、2日目は出席者20人、委任状3通で定足数（16名）を満たしていることが確認された。

1. 報告事項

(1) 総務（池田）

- ・会員数 585 名（1月に会員資格喪失者の整理のため 161 名減、内訳：一般会員 496 名、学生会員 89 名）、郵送会員 28 名、2016 年度の会費滞納者 112 名。
- ・会報 106 号を発行した。
- ・東南アジア史学会賞の締め切りは 6月末日で、現時点までに 4 件の応募があった。
- ・今年度中に会員名簿を発行する予定。

(2) 会計（小林）

- ・2016 年度までの会費未納者は 112 名。2017 年度は納入が始まったばかり。
- ・今大会経費総額は 35 万円程度になる見通し。

(3) 大会（片岡、岡本、笹川、根本）

- ・今大会参加者は登録ベースで 1 日目 65 名、2

日目 62 名。

(4) 編集（26期： 笹川）

- ・5月末に発行され順次、会員の手元に郵送で届いているところ。
- ・電子化については 6/1 付で 44 号が公開された。電子化担当の委員として光成会員に引継ぎを行う。

(5) 学術渉外（吉村・玉田）

- ・日本学術会議が 3 月に「軍事的安全保障研究に関する声明」を公表した。
- ・地域研究コンソーシアム（JCAS）：京都大学の地域研究統合情報センターと東南アジア研究所が統合したことにもない、JCAS 運営体制の見直しの議論が始まっている。

(6) 教育・社会連携（桃木）

- ・高校指導要領改訂にともない高校地歴科・公民科では新必修科目として「地理総合」「歴史総合」「公共」、選択科目として「地理探究」「世界史探究」「日本史探究」が設けられ、現場に大幅な変更が要求される。東南アジア関連の事項は大幅減の可能性が大きい。
- ・教育職員免許法の改定にともない、全大学で文科省による教職課程の再審査を受けることが要求されている。アクティブラーニング全面導入で教科教育法の授業担当者やシラバス審査が厳格になる見込み。
- ・本学会では世界史における東南アジア史関連用語の選定・解説作りを進めてきた。もうすぐ完成予定であり、7/29 開催予定の「高大連携歴史教育研究会第3回大会」に影響を与える。本学会からも多数の会員の参加を望む。

(7) 情報（清水）

- ・会報 106 号が公開され、ダウンロード数は現在まで 130。フルヴァージョンは 6 月末までダウンロード可能。

(8) 各地区

- ①北海道・東北（今村）
- ・担当理事が所属校に赴任したばかりで活動は

まだ。担当地区の状況を把握したうえで地区内の研究者とつながりを築いていきたい。

・山形国際映画祭が開催予定であるので、これを機会に学会の支部としてイベントを企画している。

②関東（宮田：欠席、総務代読）

・4/8に第1回例会で2名の報告。5月は広報不十分で発表者がなく流れた。10月は未定だが11月は1人、1月にも2人の発表を予定。広報を強化していく。

③中部（加納：欠席）

④関西（西）

・1月にキリスト教特集、2月ベトナムの華人特集、5月仏教特集で例会を開催した。7月にも特集を企画している。個人発表は応募が少なく空きがある。9月と12月の例会発表者が未定。今後とも個人発表とともに特集企画を組んでいく。

⑤中国・四国（八尾：欠席）

⑥九州（伊野：欠席）

・3月初めに例会を1回開催した。不定期開催で年度内にもう一度は開催したい。九州には学生がいないので教員発表か、ほかの地域から来てもらうしかない。

(9) ハラスメント防止（弘末）

・特になし。

(10) その他

・特になし。

2. 審議事項

(1) 委員について

・編集委員に長田紀之会員、篠崎香織会員、多賀良寛会員を任命することが承認された。

(2) 東南アジア史学会賞について

・飯島会長より、選考委員1人の交代について報告があり承認された。

(3) 第98回秋季研究大会について

・第98回秋季研究大会（12月2日-3日・神田外語大学）の開催校側責任者の準備委員長は岩井美佐紀会員、学会側担当は岡本正明大会理事

となることが確認された。

(4) 大会活性化アンケートについて

・アンケート案（Ver.9）の検討を行った。

・スケジュールとしては、6月17日ころからGoogleフォームを利用して開始して、回答期間は1か月間程度を設定する。締め切り近くにリマインダーを送り、回答数少なければ期間延長を見込むが7月末までには締め切る。郵送会員28名にも紙媒体でのアンケートを行い、総務宛に返送してもらう。8~9月に集計・大会活性化WG・理事MLなどの場で検討して方針案を策定する。10月の第3回理事会で基本方針決定。

(5) その他

・軍事的研究に関する可能性のある情報の学会MLへの投稿に関して会員から疑問が呈された件について、学会MLの利用指針と軍事的研究に関する本学会のスタンスを、ML上にて総務名で表明することを決めた。

・4月の第1回理事会で承認済みの前年度会計決算を今般の総会で報告する予定だが、一般会計報告で地区例会等活動費についての修正箇所を承認した。

・次回理事会の日時と場所は追って連絡する。（のち、10月28日（土）に大阪大学豊中キャンパスで開催が決定承認された。）

2016年度東南アジア学会 会計決算報告(一般)

2016年1月1日～12月31日

I 収入の部	II 支出の部
1 会費収入 5,435,000 (郵送希望会員郵送料を含む)	1 大会開催費 350,289 2 地区例会等活動費 167,892 3 会誌買取費 2,173,651 3' 2011・12年度会誌編集費 207,360
2 会費外収入 152,072 書籍販売 920 著作権料 26,000 広告料 125,000 利息 152	4 印刷費 144,406 会報印刷費 83,386 名簿印刷費 61,020 5 業務委託費 1,134,322 6 郵送費 37,176 7 事務費 38,973 8 情報化経費 6,762 9 会誌電子化経費 488,868 10 特別事業費 295,533 理事会開催費 150,660 理事選挙関係費 144,873
事業収入合計 5,587,072	事業支出合計 5,045,232
前年度繰越金 8,818,055	次年度繰越金 9,359,895
収入合計 14,405,127	支出合計 14,405,127

第26期会計担当理事

西条実



会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2017年5月12日

監事

鈴木恒之



倉沢愛子



2016年度東南アジア学会 会計決算報告(研究助成金)

2016年1月1日～12月31日

I 収入の部	II 支出の部
1 利息 379	1 旅費 0
	2 大会託児施設 19,032
	振込料 18,600
	1～2の合計 432
前年度繰越金 3,662,277	次年度繰越金 3,643,624
収入合計 3,662,656	支出合計 3,662,656

第26期会計担当理事

西房実



会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2017年 5月 12日

監事

鈴木恒之



倉沢栄子



2016年度東南アジア学会 会計決算報告(研究奨励金)

2016年1月1日～12月31日

I 収入の部	II 支出の部
1 利息 710	1 学会賞関係費 47,204 選考委員交通費 46,988 学会賞副賞 0 諸雑費 0 振込料 216
前年度繰越金 7,513,043	次年度繰越金 7,466,549
収入合計 7,513,753	支出合計 7,513,753

第26期会計担当理事

西芳実



会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2017年 5月 12日

監事

鈴木恒之



倉沢愛子



第 97 回研究大会報告

第97回研究大会は、2017年6月3日（土）と4日（日）に八尾隆生会員（広島大学）を大会準備委員長として広島大学東千田未来創生センターにて開催された。1日目は自由研究発表（2会場5セッション）が行われ、2日目には1会場にて2つのパネル発表が行われた。

プログラム

6月3日(土)

第1セッション

第2セッション

サイゴン市におけるベトナム人の政治運動の
限界性—20世紀前半サイゴン市議会選挙・コー
チシナ植民地議会選挙の分析を通じて—・・・
・・・・・ 渋谷由紀（東京大学）

自然資本の意味と価値をめぐる交渉—ベトナム
中部におけるPFES（森林環境サービスの支払
い）の実施と地域住民—・生方史数（岡山大学）

第3セッション

日本占領下インドネシアでの文教・文化政策と
刊行物が果たした役割—サヌシ・パネ著『インド
ネシア史』を中心に—・・・・・・・・
・・・・・・・・姫本由美子（トヨタ財団）

第4セッション

タイにおける日本の鉄道車両—蒸気機関車から新幹線へ・・・柿崎一郎（横浜市立大学）

第5セッション

植民地期西ジャワの経済発展とバタヴィア港の貿易・・・・・・・植村泰夫（広島大学）

6月4日(日)

＜パネル1 ムスリム系移民・難民と東南アジアの民族間関係—ミャンマー・マレーシア・バングラデシュの事例から＞

趣旨説明：山本博之（京都大学）

報告 1 ミャンマー社会と多宗教・多民族共生の難しさ：ムスリムの事例から

報告 2 ムスリム系移民・難民が揺るがしうる マレーシアの民族間関係 · · · · · · · · · · 篠崎香織（北九州市立大学）

討論 1：根本敬（上智大学）

討論 2：石井由香（静岡県立大学）

＜パネル2 民主化のなかのミャンマー農山村＞

趣旨説明：松田正彦（立命館大学）

報告 1 都市労働需要の拡大下におけるヤンゴン近郊農村の農外就労—タンダビン郡区一村落の事例—・・・・・水野敦子（九州大学）

報告 2 バゴー山地カレン村落と焼畑土地利用 の変容—15年間のモニタリング調査から— ・・・・・・・・・・・・・・竹田晋也（京都大学）

報告 3 シャン州北東部国境地域の少数民族山村の現状—ビルマ化と中国の狭間で—

討論者：高橋昭雄（東京大学）

〈自由研究発表要旨〉

イスラーム教育の役割に関する一考察
—タイ深南部におけるイスラーム改革派の動向に着目して

The Role of Islamic Reformists in National Integration: A Case Study of Islamic Education in Deep South of Thailand

西直美（同志社大学非常勤講師）

本発表では、タイにおけるイスラーム改革派の影響に着目して、イスラーム教育が深南部マレームスリムの統合に果たす役割を考察した。調査地は、マレーシアとの国境地帯に位置するナラティワート県ルソ郡である。ルソはタイ政府と和解交渉を続けている分離独立派組織BRN(Barisan Revolusi Nasional)の設立地としても知られ、深南部の中でも特にマレームスリムとしてのアイデンティティが強く保守的な地域であるとされる。

国民統合のための教育政策が、深南部のマレームスリムを周縁化してきたことは確かである。1921年の義務教育法の適用によって深南部地域の伝統的イスラーム教育への介入が始まって以来、国民統合のための教育とイスラーム教育の分断が深化してきた。しかし、マレー民族主義に基づく分離独立運動とそれに対する政府の弾圧として描かれる深南部問題を、イスラーム改革派の影響から考察すると別の観点が生まれる。

1980年代以降、深南部に対して影響力を持ってきたのは、サウジアラビアで留学を終え帰国したサラフィー主義者による教育改革であった。時代を越えて変わらない部分であるクルアーンとハディースに基づく改革を志向するイスラーム改革派は、伝統を重視する人々との間で亀裂を生じさせている。こうした、深南部のマレームスリム内部での対立は、教育の場でも顕在化している。サラフィー主義者は一般的に王権や政権に対して否定的であり、急進的で過激なイスラーム主義の基底をなす思想潮流として危険視されている。しかし、タイの文脈では民族的なイスラームという共通の「敵」への対応とい

う観点からタイ政府との協働関係が存在し、教育改革を成功させてきた側面がある。

調査の結果明らかになったのは、イスラーム改革派によるイスラーム教育は一見するとマレームスリムのタイへの統合を推進しているという点である。こうしたメカニズムが可能になる背景としては、①イスラーム改革派は、クルアーンとハディースを重視することから、イスラーム教育言語としてのマレー語やジャーウィ文字（マレー語のアラビア文字表記）を絶対視していない。そのため、タイ語でのイスラーム教育に対しても否定的な感情が無いという点、②西欧を起源とする近代テクノロジー教育をイスラーム的な観点からも肯定的にみる点が指摘できる。しかし、タイにおけるイスラーム改革派の動きを、現時点で反政府的ではないという点をもって、同化・統合の推進者と捉えることは問題があり、今後の動向を注視していく必要がある。

イスラーム・ネットワークのなかのミンダナオ
—写本と口承からみるサイイドナー・ムハンマド・サイドの旅（19世紀初頭）—

Mindanao in the network of Islam: The journey of Sayyidna Muhammed Said in the 19th century, as revealed in the manuscripts and oral tradition

川島緑（上智大学）

18-19世紀の東南アジアと中東をつなぐイスラーム学者やイスラーム思想のネットワークの研究は近年大きく進展しているが、同時期の南部フィリピン出身イスラーム学者に関する実証研究は皆無である。この時期のミンダナオのムスリムに関する歴史研究は、武装商人の経済・軍事活動や王朝に関する研究が中心であり、彼らの知的活動に関しては、利用可能な資料が乏しいこともあり、その実態はほとんど明らかにされていない。そこで本研究は、この分野の先駆的研究として、南部フィリピン出身イスラーム学者が作成した文献資料にもとづき、その活動の一端を明らかにし、それを東南アジアと中東をつなぐイスラーム・ネットワークのなかに

位置付ける。具体的には、19世紀初頭、ミンダナオ島内陸部ラナオ地方からメッカ巡礼を行い、帰郷後、故郷の社会制度を改革したと伝えられるイスラーム学者、サイイドナー・ムハンマド・サイド（以下、サイイドナー）をとりあげる。彼が筆写したとされるジャウイ表記マレー語、およびアラビア語の写本3点を主な史料とし、口承と比較検討しつつ、彼の旅の経路と出来事を跡付け、彼が旅の途中でどのようなイスラームの知識を身に付け、故郷の社会に何をもたらしたかを検討する。

写本と口承において、サイイドナーが旅の途中で立ち寄った場所として言及される地名は、同時代のヨーロッパ人の記録において「イラヌン海賊」根拠地とされる地名と重なっている。このことは、ミンダナオ出身者の商業軍事活動のネットワークと、彼らの知的活動のネットワークが別々に存在したのではなく、このネットワークが多目的であり、武装商人も学者もそれを利用して移動したことを見ている。

サイイドナーは旅の過程で、故郷ミンダナオの言葉とは異なる、「ジャウイ語」を習得していく。旅の途中で、夢判断の書、存在一性論などの神秘主義思想の書、パレンバン出身の高名なイスラーム学者、アブドゥルサマド・パリンバーニーの編纂したサンマニーヤ教団の祈祷書などを筆写して故郷に持ち帰った。サイイドナーはこのように、東南アジア島嶼部の他地域出身のイスラーム学者と同様、ジャウイ表記マレー語を通じて、東南アジアのイスラームの知のネットワークの一翼を担っていた。

サイイドナーの子孫に伝えられる口承では、サイイドナーとリンガのスルタンとの関係が重要な構成要素となっている。このことは、彼らが、マレー世界中心部との関係に言及することによって、ラナオ地方の伝統的な支配原理である「高貴な血筋」としての権威を高めようとした可能性を示唆している。また、サイイドナーがもたらした書物は、それを独占的に継承する彼の子孫たちの、宗教指導者としての社会的権威を高めることになった。

サイゴン市におけるベトナム人の政治運動の限界性—20世紀前半サイゴン市議会選挙・コチシナ植民地議会選挙の分析を通じて—

Limitations of the political campaigning by the Vietnamese people in Saigon: An analysis of the elections to the Saigon Municipal Council and the Cochinchina Colonial Council in the first half of the 20th century

渋谷由紀（東京大学大学院博士課程）

本報告は20世紀前半にサイゴン市議会議員選挙とコチシナ植民地議会選挙の現地人議員枠をめぐって行われたベトナム人の政治運動の分析を通じて、サイゴン市を舞台とする仏領期のベトナム人の政治運動の都市内部における動員力の限界性を検討するものである。

1933年以降サイゴン市議会の現地人議員枠では、仏越提携を主張するインドシナ立憲党からインドシナ共産党系とトロツキスト系の共産主義者で形成されるより急進的な「労働派」へと中心勢力が移動し、さらに1939年以降コチシナ植民地議会でも類似の現象が生じた。しかしこのような運動の急進化にも関わらず、1945年の八月革命ではサイゴン市のベトミン政権は極めて短命に終わった。先行研究ではその要因を第一にフランスのコチシナ復帰という国際的要因に、第二に都市の運動と農民の運動の連携の失敗に求めてきた。

対して本報告では、ベトナム人の政治運動の都市内部における動員力の限界性という側面からこの問題を考察する。本報告の内容は以下の通り。

1926年までに完成したサイゴン市議会選挙の制度は男子普通選挙をその最大の特徴とした。しかし実際の登録有権者は成人男性人口のうち圧倒的に少数であり、投票率も低く、サイゴン市議会という政治的空間はその創設期から階級間の対立構造を内包していた。一方、サイゴン市議会の現地人議員枠には、多民族構成のサイゴン市において、現地人（実質的にはベトナム人）の利害を代表するという役割がフランス植民地政府によって与えられ、またベトナム人から期待してきた。しかし1929年までにサイ

ゴン市議会を通じて民族主義的主張を実現するという仏越提携政党インドシナ立憲党の方針は、フランス植民地政府の検閲によって行き詰った。

1933 年以降、サイゴン市議会とコーチシナ植民地議会選挙では、インドシナ共産党系とトロツキスト系の共産主義者で形成されるより急進的な「労働派」が躍進する。しかし、1933 年から 1939 年の間のサイゴン市議会・コーチシナ植民地議会の議会選挙のベトナム人登録有権者数=選挙の規模自体は縮小傾向にあり、左派候補の当選は浮動票によるところが大きかった。選挙規模の縮小は植民地政府の選挙干渉が議会制度に対するベトナム人の期待を失わせたことが背景にある。従って、サイゴン市議会およびコーチシナ植民地議会の左傾化がインドシナにおける人民戦線運動の拡大の証左になるという先行研究の議論は必ずしも成立しない。実際、サイゴン市議会議員選挙とサイゴン市におけるコーチシナ植民地議会選挙においては、保守派の立憲党も革新派の「労働派」も、主な選挙戦のターゲットは官吏であった。「労働派」の運動はインフォーマルセクターを十分に動員できないという限界性を抱えていた。

自然資本の意味と価値をめぐる交渉—ベトナム中部における PFES（森林環境サービスへの支払い）の実施と地域住民

Negotiations over the meanings and values of natural capital: local villagers under the PFES policy in central Vietnam

生方史数（岡山大学）

昨今、環境問題への関心がグローバルレベルで高まる中で、価値の高い自然環境に対して市場や社会を通じて支払いを行うことで、その環境を保全するという手法が途上国において実施されるようになってきている。これは、経済システムの外に置かれてきた自然を「資本」として組みこむ事業にほかならないが、このような「資本化」のプロセスでは、対象となる自然の多様な意味と価値を経済システムの下で接合することを要求する。本研究では、ベトナムにおける PFES（森林環境サービスへの支払い）の

実施を事例として、自然の意味と価値（ここでは経済的なものに限定する）が接合される現場で何が起こっているのかを検討した。

なお、本発表のデータは、2015-2016 年に主にベトナム中部トゥアティエン・フエ省およびクアンナム省で実施したカウンターパート (Truong Quang Hoang 氏：ベトナム中部農村開発センター所長)との現地調査に基づいている。調査では、PFES にかかるステークホルダー—国家レベルの政策策定者、省レベルで政策を実施する役人 (FPDF スタッフなど)、技術的な基盤整備を実施するコンサル業者、政策実施の末端に位置する郡レベル・コミューンレベルの森林官や行政官、資金の徴収元であるダム事業者、資金の分配先である地域住民などを対象に聞き取り調査を行い、必要であれば現地踏査を行うことで、PFES が実施されるプロセスと実施対象地域に与えた影響を検討した。

その結果、以下の 3 点が明らかになった。第 1 点は、森林という自然が「資本化」される際に、行政組織である森林保全開発基金(FPDF)が、「資本」からのフローであり支払いの対象となるサービスである「森林環境サービス(FES)」の徴収と分配を仲介する役割を果たしており、コンサルなどの技術者を動員して独占的に意味と価値を創出していたことである。特に、GIS 技術は FES に関連する様々な情報を統合し、「公定」の意味や価値を創出する際に決定的な役割を果たしていた。第 2 点は、ダム事業者や地域住民といった他の利害関係者が、対象となる FES に対して異なる意味づけや価値づけを行っており、それらと「公定」の意味や価値とのギャップが生じることで、FES の定義やその配分にかかる様々な矛盾が生じていたことである。そして第 3 点は、一部の地域住民が、上記のギャップを埋めるために、政策の「誤解」や無視といった消極的なものから当局との交渉に至るまで、硬軟織り交ぜた様々な対応を行っていたことである。

以上の結果は、「資本化」という自然の新たな商品化の傾向を考察するうえでも、グローバルレベルで生成される環境対策の制度や手法が「現地化」し、自然や社会に影響を与えていく

過程を考察するうえでも有益な情報を提供していると考える。

日本占領下インドネシアでの文教・文化政策と刊行物が果たした役割—サヌシ・パネ著『インドネシア史』を中心に—

Educational and Cultural Policies and Their Impact on Prints during the Japanese Occupation in Indonesia: Sanusi Pane's *Sejarah Indonesia*

姫本由美子（トヨタ財団）

ナショナリズムの生成において、商業出版の発展と国民出版語の形成が重要な役割を担っていると言われる。ナショナリズムが高揚したとされる日本占領期とそれに続く独立闘争時代におけるインドネシアでの刊行物の点数は、戦時期であったため決して多くなかったが、それらの刊行物はどのような特徴をもち、どのような役割を担ったのであろうか。

本報告では、日本占領期に焦点をあて、最初にインドネシア国立図書館が 1983 年に編纂した日本占領期インドネシアの刊行物リスト約 400 点を対象に、その出版元、書き手、出版言語の特徴を示した。また当時、欧米の刊行物も利用できることも明らかにした。その上で、刊行物リストの中でもナショナリズムの醸成の役割を担ったと考えられる歴史書の特徴を、日本軍政の文教・文化政策との関係から明らかにした。

日本占領下のインドネシアで刊行された歴史書については、日本史の本がインドネシア語で刊行されただけではない。1942 年 6 月の大東亜諸民族の化育方策に関する大東亜建設審議会答申や 1943 年 9 月の学校教育対策基本要項に沿って、従来の欧米の謀略的歴史、地理を是正すべき大東亜の総合的歴史（日本を中心とする）の教科書用図書の編纂方針が採られ、占領期末の 1945 年にプリヨノ著『大アジアとジャワ略史』がバライ・プスタカからインドネシア語で刊行された。しかしそれ以前の 1942 年には、欧亜混血のダウウェス・デッケルの『高等学校向けインドネシア略史』がオランダ語から

インドネシア語に翻訳されてクシャトリア学院から刊行された。さらに 1943 年初めに、インドネシア人がインドネシア語で初めて執筆したサヌシ・パネ著『インドネシア史』4 卷中の第 1 卷がバライ・プスタカから刊行された。両著者は歴史共有に基づく属地主義からインドネシア人を捉え、自分たちがどこから来たのか（血統）ではなく、この地で何を行ってきたのか（歴史）が重要であると考えていた。占領初期は検閲が緩かったため、両書の刊行を可能にしたと言えよう。しかし、そこに記されたインドネシアの歴史は完全に美化されていたわけではなく、マジャパヒト王国やタイのチュラロンコン王の行いは帝国主義の一環と捉えられていたと言える。

さらに、蘭領時代の蘭印史の教科書がインドネシアの古代史を簡略扱いしたのに対し、両書ではその時代に十分な紙幅が割かれた。このことは、インドネシアの古代史研究の成果、すなわちオランダ等の植民地宗主国である帝国の知が、自分たちの歴史であるにもかかわらずオランダ語等を解するインドネシアのごく一部の知識人によってしか共有されていなかったことを示す。そして、たとえその成果がインドネシア語に翻訳されただけのものであったにせよ、多くのインドネシア人が初めて自分たちの歴史を体系的に知ることを可能にした。また両著者は、そこにインドネシア人の視点を多少なりとも織り交ぜようとした。

その後、前書は 1944 年に改編されて再刊されたが、属地主義に基づくインドネシア人の定義からオランダ人は排除され、後書は 1945 年 2 月に刊行された第 4 卷に、含むべき民族主義運動の章が入れられなかった。しかし、同書は、インドネシア語で書かれた当時唯一のインドネシアの歴史書として 1950 年に内容が改訂されて、1965 年まで 2 卷本として 7 版にわたって刊行された。また、学校の教科書としても利用され、インドネシア語の識字率の高まりに伴い多くのインドネシアの人々に読まれた。しかし、1957 年にガジャマダ大学で開催された歴史学に関する会議での議論、欧米で歴史学を修めたインドネシア人歴史学者の出現、また 1968 年の著者の死去によって、同書の再版は止まった。

タイにおける日本の鉄道車両—蒸気機関車から新幹線へ—

Japanese Rolling Stock on Thai Railways: from Steam Locomotives to Shinkansen

柿崎一郎（横浜市立大学国際総合科学部）

本発表は、タイにおける日本の鉄道車両の役割を分析することを目的とする。日本の鉄道車両のタイへの導入には 3 つの波が存在した。

最初の波は 1930～1940 年代に出現し、蒸気機関車を中心としたものであった。タイは 19 世紀末に鉄道を導入後はヨーロッパから鉄道車両を輸入していたが、日本の鉄道車両の価格競争力が増したことから 1936 年に初めて日本に蒸気機関車を発注した。その後、第 2 次世界大戦中には日本軍が軍事輸送のために持ち込んだ車両も加わり、終戦直後にはタイ米とバーターでの日本製の鉄道車両の導入も行った。このため、この時期にタイにおける日本の鉄道車両の存在感が急速に高まった。

第 2 の波は 20 世紀後半のタイ国鉄の復興と近代化のための輸入であり、ディーゼルカーがその中心であった。第 2 次世界大戦後も疲弊した鉄道の復興のためタイは多数の鉄道車両を輸入したが、その大半が日本製の車両であった。この時期にタイは世界銀行の借款を用いた鉄道車両輸入を開始し、日本製のディーゼル機関車も初めて輸入された。タイでは日本のディーゼルカーのほうがタイでの評価は高く、1960～1980 年代に導入したディーゼルカーはすべて日本製であった。しかしながら、タイ国鉄の経営悪化から 1990 年代をもって新車の購入は大幅に減り、韓国や中国など後発国からの輸入が中心となった。

第 3 の波は 2010 年代のバンコクの都市鉄道への初の電車の輸入であった。1990 年代に日本の ODA を用いて建設された最初の地下鉄用車両に日本製車両が用いられるとの期待が高まつたが、最終的に好条件を出したドイツ企業が受注するに至った。その後、2016 年に開業した路線が日本の都市鉄道運行システムを採用し、日本の電車が初めてバンコクで運行されるよう

になった。さらに、2015 年から日本の新幹線技術を用いた高速鉄道計画が浮上し、計画通りに行けば近い将来新幹線がタイで運行される可能性が出てきた。

このように、日本製の鉄道車両はタイ国鉄の近代化に貢献し、1951～2015 年までの車両投入両数の 46% と最大のシェアを誇ってきた。日本の鉄道車両メーカーにとってもタイは重要な輸出先であり、2000 年までの累積輸出車両数では世界第 3 位の地位を誇っていた。しかしながら、近年は価格競争力の低下により在来線用の鉄道車両市場は後発国に奪われており、金額ベースでみると 2000 年までの累積輸出額では世界第 16 位と低くなっている。このように、日本の鉄道車両の存在感は明らかに低下したが、タイには依然として都市鉄道や高速鉄道など新たな鉄道システムを、鉄道車両のみならず信号、運行システムなどを包括したパッケージとして導入するニーズが存在する。このため、日本企業は従来の鉄道車両のみの輸出から鉄道システムの輸出へと方針を転換し、単なるサプライヤーからオペレーターへとより関与を深めることで今後もタイの鉄道市場を維持できよう。

植民地期西ジャワの経済発展とバタヴィア港の貿易

Economic Development of West Java and the Trade of Batavian Port in the Dutch Colonial Era

植村泰夫（広島大学）

問題の所在

インドネシア経済史研究では、1930 年代以降にジャワ経済の中心が中・東ジャワから西ジャワへ移ったこと、バタヴィア港がスラバヤ港を凌いでジャワ第一の貿易港になったことが指摘され、その変化の要因についてもいくらか述べられてきた。しかし、西ジャワ経済の発展に果たしたバタヴィア港の貿易の役割については、十分には検討されていない。そこで、本報告では対象時期を 19 世紀後半～1940 年に絞り、貿易統計に依拠して同港の貿易の特徴をスラバヤ港との比較を念頭において明らかにし、この問

題を考えてみた。

1. 貿易額からみたバタヴィアの特徴

貿易額からみたバタヴィア港の地位は、次のようにまとめられる。第1に、19世紀後半期、バタヴィアは輸出入ともジャワ最大の港だったが、その後の糖業の発展によって遅くとも1910年代以降はスラバヤの後塵を拝すこととなつた。しかし、1930年代は世界恐慌による糖業大不振のおかげで、首位の座を回復した。第2に西ジャワ地域経済の中でのバタヴィア港の役割を見ると、西ジャワ産品輸出は時が経つに連れてますます集中したが、輸入では西ジャワ内他港の役割が次第に重要となつた。

2. バタヴィアの主要輸出品とその輸出先

同港の主要輸出品は、18世紀末にはアラックと砂糖、アガルアガル、ナマコ、塩、米だったが、19世紀末にはコーヒー、錫、米、樹脂類、胡椒、皮革、コプラ、茶、キナ樹皮となり、米を除いて大きく様変わりした。1910年代以降には茶、錫、ゴムの三大輸出品にキニーネとキナ樹皮、黒胡椒を加えたものに変化した。また、それらの輸出先を検討すると、バタヴィアの輸出は少なくとも19世紀末以来、一貫してヨーロッパ指向が強かった。

3. バタヴィアの主要輸出品

20世紀前半期には、布と食糧（米+魚+その他の食糧）が突出して多く、これに資本財（鉄・鉄製品+機械）が続いた。これらの推移の特徴として、以下のことが指摘できる。

①19世紀後半以来、最大の輸入品は繊維製品で、中でも布が圧倒的に重要だった。その地位は1930年代以降も継続したが、輸入総計に占める比率は低下した。この時期のジャワに於ける綿織物工業の発展の影響だったと思われる。

②食糧輸入は19世紀後半にも既に重要だったが、その必要は20世紀以降さらに高まった。またバタヴィアとスラバヤでは、後背地の経済構造を反映してかなりの差がみられた。

③鉄・鉄製品や機械、自動車、紙などの輸入は、20世紀以降に新たに重要になった。これらはバタヴィアとその周辺の産業発展、また都市生活の発展を反映したものである。

まとめ

以上を踏まえると、近代ジャワ植民地経済の発展にとって対アジア貿易の役割を過剰に評価する最近の議論は、誤りといわざるを得ない。いま必要なことは、貿易統計などの史料を詳細かつ具体的に検討し、地域差を十分に考慮した議論を組み立てることであろう。

<パネル発表要旨>

パネル1

ムスリム系移民・難民と東南アジアの民族間関係—ミャンマー・マレーシア・バングラデシュの事例から

Muslim immigrants/refugees and ethnic relations in Southeast Asia: The cases of Myanmar, Malaysia and Bangladesh

趣旨説明

山本博之（京都大学）

東南アジアでは、多民族的な構成をもつ住民を抱えて国民国家が形成され、国民的な統合や民族間の関係が課題の一つとなってきた。それらの多くの国では、独立から数十年を経て、民族間関係が国ごとに構築され、その秩序が国民によって一定程度受け入れられてきている。これに対し、域内・域外からの移民・難民の増加は、移民・難民をどこにどのように受け入れるかという実務上の対応と合わせて、各国に既存の民族間関係の見直しを迫る可能性も持っている。さらに、受け入れ国が送り出し国を批判することにより、内政不干渉を原則としてきたASEANの地域秩序にも変容を迫る可能性を持っている。

本パネルでは、近年「ロヒンギヤ問題」として顕在化しているミャンマー・バングラデシュ国境地域からのムスリム系移民・難民の事例から、ミャンマー、マレーシア、バングラデシュの3か国を取り上げ、東南アジアの民族間関係のあり方について考えたい。

ミャンマーは「ロヒンギヤ」を自称するムスリム系移民・難民の「送り出し国」である。ただし、ミャンマー政府はこれらのムスリム系移

民・難民がミャンマー国民であることを認めていない。「ロヒンギヤ」の人々は自分たちがミャンマーの土着住民であると主張しているが、ミャンマー政府は彼らをひとくくりに英領時代あるいはそれ以降の移民としているためである。さらに最近の反ムスリム運動によって、「ロヒンギヤ」のみならずムスリムのミャンマー国民は国籍を剥奪されるのではないかという危惧を抱えている。「ロヒンギヤ問題」の国際化はミャンマーの民族間関係にどのような影響を及ぼしうるのか。

マレーシアはロヒンギヤの受け入れ国の一つである。マレーシアでは、移民・難民がマレーシアにおいて相当程度の独自のネットワークを持っており、また、政府・市民社会がロヒンギヤへの対応を余儀なくされる程度に移民・難民問題が社会的に可視化され認知されている。国内の多数派がマレー人ムスリムであり、主に英領時代の移民である中国系やインド系を国民として受け入れてきたマレーシアが作り上げてきた民族間関係は、ロヒンギヤの受け入れに有效地に働くのか、それともロヒンギヤをはじめとするムスリム系移民・難民はマレーシアの民族間関係を作り変えるように働くのか。

バングラデシュでは、ムスリム系移民・難民が「ロヒンギヤ」として国際的な関心を集めることによって国内の民族間の緊張が高まった。バングラデシュはミャンマーと国境を接し、歴史的にムスリム系住民の国境を越えた移動が見られるが、近年ムスリム系移民・難民が「ロヒンギヤ問題」という形で国際化したことを一つの背景として、国境地域で軍事衝突が起こるに至っている。

これら 3 つの報告ならびにミャンマー／ビルマ研究および移民研究の立場からのコメントを受けて、フロアを交えた議論を通じて、東南アジアの民族間関係について、その今後のあり方も含めて考えてみたい。

ミャンマー社会と多宗教・多民族共生の難しさ —ムスリムの事例から Multi-faith and multi-ethnic communities in Myanmar: Experiences of Muslims facing

difficulties

斎藤紋子（上智大学）

ミャンマーは 2011 年 3 月末に民政移管し、長期にわたった軍政から急激に変化を遂げている。こうした変化の一方で、これまで軍政による様々な形の統制により表面化しなかった問題が顕在化するようになってきているが、その一つが本パネルで取り上げる「ロヒンギヤ」問題である。ミャンマーは「ロヒンギヤ」を自称するムスリム系移民・難民の「送り出し国」であるが、現在の移民・難民の流出をもたらしているミャンマー社会における多宗教・多民族共生の難しさについて、国内のムスリムコミュニティの事例から考える。

現在の「ロヒンギヤ」問題注目のきっかけは、2012 年 5 月末（報道は 6 月初め）、ヤカイン州での女性暴行殺人事件のあと、ヤカインの人々（仏教徒）とロヒンギヤ／ベンガル人（ムスリム、なお、ミャンマー政府はロヒンギヤの名称を認めず、ベンガル人としている）の間で大規模暴動が発生したことである。民族対立、不法移民問題とも言わされたが、翌年にはヤカイン州以外の複数の町で、些細なもめごとから反ムスリム暴動に発展し、その後も小競り合い、小規模な暴動は散発的に発生している。また、一部仏教僧侶、在家信徒を中心に、反ムスリム運動（民族宗教保護運動）も展開されている。

ミャンマーにおけるムスリム人口は全人口の 4.3%（うち約半数がロヒンギヤと推計）に過ぎない。民主化により、宗教による相違を乗り越え「国民」の一員としてミャンマー社会に暮らせると考えていたムスリムだが、現状では、軍政時代からの暮らしにくさは継続している。例えば、身分証明書の「民族」「宗教」欄記載の問題や、臨時身分証明書の代わりに発行されるようになった NVC カードが国内のムスリム全体に発行され国籍剥奪につながるのではという心配などである。さらに、暴動や衝突に至らずとも、僧侶の説法会でのヘイトスピーチ等、さまざまな反ムスリム運動で以前より緊張感が高まっている。ただし、仏教徒が全員反ムスリムということではなく、多宗教間での相互理解を

深める活動などに協力的な僧侶、市民も存在する。今後は、共存に向けて、国民の間でも議論が必要ではないかと考える。

ムスリム系移民・難民が揺るがしうるマレーシアの民族間関係

Ethnic relations in Malaysia: Destabilized by Muslim immigrants and refugees?

篠崎香織（北九州市立大学）

マレーシア（マラヤ連邦）は建国期に、外部からの入境を厳しく制限して社会の境界線を明確化したうえで、境界線内部にいる人たちの中で新たな国家の担い手となる意志を示した人たちを国民とした。そのような意思表示を行った人々は、マレー人、華人、インド人という集団性に括られ、民族として位置付けられた。これら民族は、意思決定の場に代表者を送る枠組として、また相互扶助の枠組として位置づけられた。

これら3民族は、完全に同じ資格を持つわけではない。マレーシアでは土着の民族が、資源の公的な分配において一定の割り当てを留保されうる特別の地位にあると規定してきた。マレー人の中にはマレーシア外の地域に出自がある人も多いが、華人とインド人を外国系の民族として位置付けることにより、マレー人の土着性が成立してきた。このことに対して外国系とされる人々は必ずしも納得していない一方で、外国系とされる人々の国民としての身分は保証してきた。

マレーシア建国後も、インドネシアやフィリピンなど周辺諸国からマレーシアへの越境者の流入は続き、1970年代にはベトナムから大量の越境者が押し寄せた。これらの流入者に対してマレーシアは、越境者の出自国政府に対応を要請してきた。マレーシア政府も越境者の出自国政府も、越境者が出自国の国民であるとの相互の了解のもと、対応を取ってきた。これに対して、ミャンマー・バングラデシュ国境付近からマレーシアに流入しているムスリム系越境者は、状況が異なる。これら越境者の中にはロヒンギヤ人を自称する人たちがあり、ロヒンギヤ

人はどの政府からも自国民だと扱われておらず、対応を求めうる管轄者がいない状況となっている。

2015年5月にロヒンギヤ人などを載せた船舶が洋上を漂う事件が起こった時、マレーシアは国際社会が主体となって1年以内に対応することを条件に、漂流者を受け入れた。それから1年を経たマレーシアでは、ロヒンギヤ人を締め出すような側面よりも、人道的な立場からマレーシア社会でロヒンギヤ人の問題に対応を図る側面が顕著となってきている。マレーシア政府はロヒンギヤ人の出自国をミャンマーととらえ、ミャンマー政府に強く対応を迫るとともに、ロヒンギヤ人がマレーシアに合法的に滞在できるよう国内の制度の調整を図っている。NGOや企業の慈善事業は、マレーシア人の恵まれない子供やシリア難民などとともに、ロヒンギヤ人を支援対象者としつつある。

ロヒンギヤ人を支援する動きは現在のところ、ムスリムであるマレー人のみならず、非ムスリムの間にも広く見られる。しかし出自国が対応を拒否し続ける場合、ロヒンギヤ人をマレーシア社会にどう位置付けていくのかが大きな問題になることが予想される。ムスリムという関係性に基づきマレー人という枠で相互扶助を請け負う場合、ロヒンギヤ人は土着の民族という位置づけを付与されることになるのか。そうした対応を、建国から半世紀以上経つにもかかわらず、いまだに外国系として扱われる人々は受け入れうるのか。それともムスリムでも外国系として括られる新たな民族が設定されるのだろうか。今日のマレーシア社会は、これまでに築いてきた周辺諸国との国際関係や民族間関係の枠組みでは、対応できない課題を抱えつつあると言える。

「2016年10月9日事件」と「ロヒンギヤ」— バングラデシュからの見方

"Oct. 10, 2016 incident" and "Rohingya": From the Bangladesh-side point of view

高田峰夫（広島修道大学）

2016年10月9日、ミャンマー、ラカイン州

のバングラデシュ国境沿いに配置された警備ポスト複数が、ほぼ同時並行的に「ロヒンギヤ」と見られる武装組織の襲撃を受けた。この襲撃事件をきっかけにミャンマー軍がラカイン州北西部、マウンドー周辺の村々に対して武装勢力の掃討作戦を開始し、現地では激しい混乱が生じた。混乱を避けるため多数の人々がバングラデシュ側に越境する事態が発生し、その数は7~8万人に達すると言われる。本発表では、主にバングラデシュ側の資料に依拠しつつ、この事件の発生から展開を詳細に検証してみたい。具体的には、事件に関する複数のタイム・ラインを併置しつつ、それぞれの中から立ち現れる異なる事件像を確認する。また、同事件との関連から、バングラデシュ側における「ロヒンギヤ」、「ロヒンギヤ問題」の捉え方も検討してみたい。

タイム・ラインとして、①一般に広く知られる「事件」の筋、その結果としての暴虐なミャンマー軍と可哀想な「ロヒンギヤ」の人々、それに対して手をこまねいているアウンサン・スーチー主導のミャンマー政府、という姿がある。しかし、②可能な限り細かく事件発生からの出来事を並べて見ることで、それとは異なる姿が浮かび上がる（一方で大規模な武装攻撃とミャンマー軍による反撃、という半ば戦争状態の発生。他方で、「ロヒンギヤ」の人々も可能な範囲内で選択的な行動を行使）。さらに、③外部にはほとんど知らないバングラデシュ国内の事件報道を並べてみると、それらと「ロヒンギヤ」側の武装組織関連の情報を組み合わせることにより、イスラーム世界のグローバル・ネットワークがこの問題に複雑に絡み合っている姿が浮かび上がる。これとは別に、④バングラデシュ国内の最近の社会情勢がバングラデシュ（政府・国民）の側に影を落とし、さらには、同国の国内事情（特に観光開発の思惑）が絡み、今回の事件に対する同国の微妙な対応を作り出していることも確認できる。

他方、そもそもバングラデシュにとって「ロヒンギヤ」「ロヒンギヤ問題」とはどのような意味を持つのかを考えてみる。「ロヒンギヤ」側はラカイン州における政治的思惑から「ロヒンギ

ヤ」アイデンティティの独自性を強調してきた（J. Leider）。その結果、バングラデシュ（政府、国民）にとって、「ロヒンギヤ問題」は、「ロヒンギヤ」の問題であるがゆえに、「外の」問題と位置づけられるようになった。また実態としても同問題は、限られた「地域問題」でしかない。それゆえ、今回の「事件」も含め一連の「ロヒンギヤ」流入は、外部のメディアや人権団体が考える「難民」問題としてよりは、むしろ、バングラデシュ国内事情との関連から、関心を払われている可能性が高い。結果的に、外部で喧伝されるほど同国における「ロヒンギヤ問題」の位置づけは重大ではなく、それが今回の事件に対する同国の曖昧な（ある意味で微温的な）姿勢の背後にあるのではないか。

パネル2

民主化のなかのミャンマー農山村

Rural Myanmar in the Transition to Democracy

趣旨説明

松田正彦（立命館大学）

ミャンマーでは2011年にティンセイン政権が発足して以降、政治体制の民主化や経済制度の自由化が急激に進展しており、現アウンサンスーイー政権も国民の大きな期待を受けながら改革をさらに進めようとしている。

農山村の人びとも変化のただなかにある。軍政期に顕著であったコメ増産へ向けた政策圧力は弱まり、作物選択における農家の自由度は高まった。新しい農地法では農民の権利が強化され、政府系銀行による農業ローンの融資額も大きく増えた。海外資本で開業された工場は賃金労働の機会を提供し、村内労働の賃金上昇が農業の機械化を後押ししている。国際援助団体による農村開発事業は国内の隅々で実施され、ローカルNGOの活躍も目立つ。農村部でもインターネットへ自由にアクセスできるようになり、スマートフォンは一気に普及した。これらの変化は、ティンセイン政権後の内政的な転換と国際的な環境変化、つまり抑圧されてきた市民的自由の拡

大や欧米諸国の制裁解除につづく投資・援助増大と密接につながっている。

しかし、長らく変化に乏しかったミャンマー農村であるだけに近年の急速な変容に目を奪われそうになるが、改革がもたらした新規性だけでなく、「民主化以前」との連続性も見定めておく必要があるだろう。軍政期に低迷していた国際開発援助の再開についていえば、民主化以前

(2008年)に起きた巨大サイクロン災害に端を発している。かつて強圧的に施行された農業政策も、農民たちは常に正面から受け止めていたわけではないし、違法であった農地売買は周知の事実であった。農村の実態としては政策の大転換もそれほど劇的なものではなかったのかもしれない。また、当然のことながら、民主化の影響を一様には語れない。山地部の少数民族領域では、中央政府の政策浸透度における濃淡がはっきりしている。そもそも政府と距離をおいてきた人びとにとっての「民主化」は、まったく異なる文脈で受け止められ、違った影響を及ぼしているだろう。

民主化は国民の大部分を占める農村部住民の政治参加を可能にしたため政府や与党にとって彼らは無視できない存在となった。小農世界の民主政治は今後どのような変化を農村にもたらすのだろうか。このパネルでは、ミャンマー農山村の生活や生業にみられる「民主化」「自由化」の様態と今後の見通しについて、フィールドで得た知見に依りつつ議論したい。

都市労働需要の拡大下におけるヤンゴン近郊農村の農外就労—タンダピン郡一農村の事例— Non-agricultural jobs in the suburb of Yangon with boosting demand for labour: the case of one village in Htantabin Township

水野敦子（九州大学）

軍政下のミャンマーでは都市労働市場の拡大が緩慢で、農村から都市へ向かう労働力移動は比較的低調であった一方、農村から周辺諸国への移動が拡大していたことが、これまでの研究で指摘されてきた。しかし、民政移管以降の世界経済への再統合の進展に伴い、都市化と工

業化が加速化し、都市労働市場は拡大している。センサスによれば、農村人口は1983年の75%から2014年70%へと5ポイント減少したに過ぎない。しかし、農村就業人口に占める農林水産業就労人口は同80%から69%に減少しており、農村において非農業への就労が拡大している。国内の州・管区域間の人口移動について見れば、ヤンゴン管区域が最大の移動先であり、その人口は397万人から736万人に1.9倍増した。都市（農村）人口比率は、1983年の68.2%（31.8%）から70.1%（29.9%）への僅かな変化に過ぎず、ヤンゴン管区域の農村では都市とほぼ同じ高水準で人口が増加したことが分る。

センサスレポート *Thematic Report on Migration and Urbanization* は、都市人口率と流入人口率の正の相関関係を示したうえで、ヤンゴン北部県は低い都市人口率に対して流入人口が高い特異な地域であると指摘する。続けて、その理由として、同県は農村地域でありながらも流入者の多くが製造業で雇用されており、都市に近い就業構造、産業構造に与れることを挙げる。しかし、ヤンゴン管区域農村の農林水産業就業比率は41.5%に上っており、都市に類似した構造への転換は近郊農村の変化の一部と見るべきであろう。

本報告は、こうした認識を踏まえて、近年、ミャンマー国内の都市労働需要が拡大するなかで、都市近郊農村の農外就労が如何に拡大しているのかについて、ヤンゴン北部県タンダピン郡の一農村を事例に考察するものである。

タンダピン郡の農村人口比率は94%に上りヤンゴン管区域内で最も高い。調査は同郡中部のL村で2016年8月に実施した。L村はフライ川に面しておりタンダピン市から2km程度上流に位置する。調査時点では陸路が未整備であったため、移動には小舟で凡そ15分を要した。なお、同市からは20km程の距離に工業団地が位置する。世帯数は257世帯（217世帯で質問票調査実施）、米作を主とする農業が主産業で、近年、農業機械化が進んでいる。自営農家は38世帯で、土地なしの農業労働者を含めると就労人口の凡そ4割が従事している。半数ほどの世帯が漁業を行うが、近年始めた世帯が

多くの所得水準は低い。一方、農外就労者は 4 割弱に上るが、都市部の工場などで働くのはその半数に満たず、大半は村内の低賃金雑業に就いている。

L 村の事例から、労働需要が拡大する都市の近郊農村において、増加している農外就労の内実には、都市労働市場への参入のみならず、農外就労に移ってなお滞留する低所得者層が含まれていることが窺われる所以である。

バゴー山地カレン村落と焼畑土地利用の変容— 15 年間のモニタリング調査から— *Fifteen years monitoring of swidden cultivation fields in a Karen village of the Bago Mountains, Myanmar*

竹田晋也（京都大学）

バゴー山地では英領時代に「カレン領域」が設定され、ごく最近まで政府からの規制をほとんど受けない焼畑が営まれてきた。このカレン領域における焼畑の現状を把握するために、2002 年より S 村で焼畑土地利用をモニタリングしている。S 村の各世帯は毎年 1・2 筆の焼畑を開いて自給用陸稲に加えて換金用のゴマ、トウガラシ、ワタなどを栽培していて、その平均休閑期間は 12 年前後である。

2004 年度から 5 年間の予定で始められた「バゴー山地緑化計画」によって、S 村では村境の北辺を通る自動車道路沿いへの集落強制移転が始まった。移転が本格化した 2006 年には移転作業に手間をとられたため、焼畑は筆数・面積ともに減少した。各世帯は、焼畑縮小による影響を木炭や竹などの林産物販売や 2005 年から始まった近隣での民間チーク造林地での作業、そして道路補修などの限られた賃労働収入で補った。

2009 年 3 月からタイワ (*Bambusa tulda*) の一斉開花がはじまり、陸稲生産は 2009 年秋の収穫と 2010 年の播種ならびに収穫の際にネズミ食害により大きな被害を受けた。ここでも造林や道路補修などの賃労働収入で生計が補われた。一方で 2010 年には村の北西部が民間チーク造林地となり、2011 年には自動車道路沿いで電話

が開通した。

また同村では 2010 年ごろから小規模ながらも谷地田造成による水田水稻作がはじまつた。谷地田周囲の斜面にはバナナ、マンゴーなどの果樹とともにチークやピンカドー (*Xylia xylocarpa*) が植えられ、現地では「水田アグロフォレストリー」と呼ばれている。2012 年の農地法では、水田と常畠を対象に土地利用証明書の発行を通じた小農土地保有の合法化が想定されている。S 村にも、最近の土地政策変化の情報が断片的に伝わりつつあり、各世帯は将来の土地所有権確保を期待して「水田アグロフォレストリー」をすすめていた。

さらに 2014 年からは住民林業 (community forestry) が導入され、いまではほとんどの世帯が住民林業の登録を望んでいる。5 世帯以上で構成されるユーザーグループが、住民林業の登録手続きをすれば、30 年間の森林利用が認められる。S 村では親族間で 5 世帯のユーザーグループを作つて住民林業登録を申請するので、実質的には個別世帯の林地となる。

S 村の底地は国有指定林である。しかし地上部にカレン領域が設定されている。その中で最近になって住民林業が認められた。こうした重層性は外部からの土地収奪に対して抵抗性がある。指定林・カレン領域・住民林業という 3 層の構造が、外部からの土地収奪を抑制し、内部での重層的な利用保有関係を追認維持することで「あいまいさ」を確保しながら調整する仕組みとなっている。

19 世紀末のカレン領域制定から焼畑耕作が続く S 村では、自給用陸稲生産という基本的な性格は変わらないが、道路通信事情が改善されて市場経済との接合が少しづつ進行する中で、新しい土地政策が焼畑土地利用システムそのものを転換しようとしている。

シャン州北東部国境地域の少数民族山村の現状 —ビルマ化与中国の狭間で— *Current situation of ethnic mountain villages of border area in Northern Shan State: In the middle of Myanma and Chinese influences*

吉田実（国際農林業協働協会）

シャン州北東部国境地域は中国雲南省と接する標高400m～2400mの山間地域で、シャン族、パラウン族、カチン族、中国系民族、リス族等の民族がモザイク状に分布しており、自然環境に加え民族文化の多様性が比較的大きな地域である。

ビルマ独立以降、同地域の山村は武装した少数民族組織が中央政府に抗しながら、非合法ビジネス（麻薬、密輸）を財源とし地域を支配してきた。1989年～1991年に中央政府との停戦和平交渉の後、主要な武装組織には「特別区」として一定の自治権が与えられた。中央政府（軍事政権）は国境地域での統治を進めていったが、依然としてビルマ族とその文化・価値観を中心に据える政府への不信感は強かった。しかし、2000年代半ばの厳しいケシ統制を契機に中央政府の行政支配は強まっていた。2009年には各少数民族武装組織に対する国境警備隊への編入圧力が高まり、武装組織の支配も弱まった。2011年3月、民政移管後は、新たなミャンマー行政機構へ組み入れられていった。

本講演では、演者が国際協力機構（JICA）専門家として国境地域へ渡航した1999年～2017年の国境地域（Kyaukme、Muse、Laukai、Lashio県）山村の状況変化を報告する。

1. 山村の生活と中国への経済的依存

同地域山村住民にとって生計の柱は農業である。水田がある地域では水稻を、畑地では陸稻、トウモロコシ、チャ、非合法ケシ栽培を中心として生計を営んできた。政府の“域内食糧自給”方針で政府推奨品種を用いた水稻増産計画がトップダウンで進められたが農家は在来種や中国産品種を栽培し続け、一部を除き定着はしなかった。

2000年代に入りケシ栽培統制が本格化したことで、農家は生計手段を失い、代替作物のニーズが高まった。同時期にタイミング良く、中国国内経済の活況を背景とした中国向け輸出用のサトウキビ、トウモロコシ栽培が導入され、Laukai県ではサトウキビが、Muse県、Lashio県ではトウモロコシ栽培が急速に広まり、経済

的依存は年々大きくなっている。

急激な農地拡大と単一化は農業の脆弱性に繋がると懸念の声も聞かれる。一方、サトウキビ、トウモロコシの生産性も低い僻地山村は、農業収入だけでは安定した生計が確立できず、経済的困窮から、中国、タイ、他の国境地域（ケシ栽培地、カチン州の鉱山）へ出稼ぎ流出が進み、山村共同体の弱体化に繋がっている。出稼ぎ先で人身取引や薬物乱用に巻き込まれる例も多い。

2. 中央政府行政の浸透

同地域は長らく少数民族武装組織の統治下にあったが、ミャンマー行政機関が本格的に機能してきたのはケシ撲滅以降であろう。国境・代替開発という文脈の下に、ケシ撲滅農家支援を行うことで地域での中央政府のプレゼンスを発揮し始めたといえる。

2011年3月の民主化以降は、シャン州地方政府の監理下で内務省総務局（GAD）が行政トップとして各省庁出先機関を束ねる体制が確立した。またティンセイン政権は2015年までの貧困率半減を目標に「地方開発・貧困削減アクションプラン」を策定し、地方開発への重視を行い、国境地域においても道路・電気・給水インフラ、学校、診療所の建設が進みつつある。同時に行政側の意識も“トップダウンからボトムアップの開発”、“地元の市民組織／民間との連携”を目指すようになり、住民と行政官とのインタラクティブな接触機会が増えている。課題はまだ多いものの、山村に対する行政サービスの浸透と行政官の意識変化は少数民族にとって“ビルマ化の受容”（ミャンマー行政システムの適用）を促していると思われる。

ケシ栽培撲滅を契機とした中国向けの農産物輸出という形での中国への経済的依存、行政サービスの浸透という形のビルマ化が進みつつある。一方、民主化後に激化した武装組織と国軍との衝突は、住民への直接被害、武装組織による徵兵・徵発、経済活動の停滞等、国境地域を孤立させるとともに、シャン州北東部国境地域発展の阻害要因となっている。

短報

国際シンポジウム‘Glocal Perspectives on Intangible Cultural Heritage: Local Communities, Researchers, States and UNESCO’の開催について

長谷川 悟郎（アジア太平洋無形文化遺産研究センター）

2017 年 7 月 7 日から 9 日まで、国際シンポジウム‘Glocal Perspectives on Intangible Cultural Heritage: Local Communities, Researchers, States and UNESCO’（無形文化遺産へのグローカルな視点—地域コミュニティ、研究者、国家、ユネスコ）が、アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）と成城大学グローカル研究センター（CGS）ならびに文化庁の主催により成城大学にて開催された。題目が示唆するとおり、ユネスコ無形文化遺産（ICH）にかかるコミュニティ当事者、研究者、政府行政官、ユネスコ関係者ら多様な 10 か国からの参加を得て、2 日間にわたる 5 つのセッションにおいて合計 15 件の発表があった。なお 3 日目は、国指定重要無形民俗文化財の「相模人形芝居」の見学エクスカーションが組まれた。

5 つのセッション題目（筆者訳）は以下のとおり；(1)「目録作成、保護、推薦、記載をふくめたユネスコ ICH 保護の実施のために、地域コミュニティ、地方自治体、研究者、行政官らはいかに協同できるか」、(2)「条約によって肯定的にもたらされる影響はどのようなものか、またコミュニティはいかにその影響を評価できるか」、(3)「文化的仲介者（ブローカー）としての研究者は条約実施の効果を評価するいかなる役割を担うか」、(4)「条約の効果を地域コミュニティがユネスコへフィードバックし得る可能な方法は何か」、そして (5)「IRCI による ICH 研究者ネットワーク形成の新たな取り組み」

（IRCI 特別セッション）となっている。基調講演は、ICH 保護条約の採択実現において中心的な役割を果たした、松浦晃一郎氏（元ユネスコ事務局長）およびルルド・アリツペ氏（メキシコ国立自治大学）によって、それぞれ「無形文

化遺産保護のためのユネスコ条約とグローカルな展望」ならびに「新たな世界文化における人びとの創造性の統合にむけて」と題して行われた。発表者はアジア太平洋地域から招かれ、コミュニティ当事者が 6 名（インド、中国、韓国、日本）、研究者が 7 名（イラン、タイ、中国、韓国、日本）、行政官が 2 名（ベトナム、日本）、また条約担当者らユネスコ実務者 2 名がそれぞれセッションチェアや討議者として関わっている。研究者それぞれの分野をみると、文化人類学、日本民俗学、中国神話研究、インド民族音楽研究、国際法学などとなる。

「無形文化遺産の保護に関する条約」は 2003 年のユネスコ総会において採択され、その後 2006 年の発効を経て、加盟国 195 か国内 174 か国（2017 年 7 月現在）が批准する。ユネスコのプログラムの中では、1972 年の世界遺産条約がこれまでもっとも世界的にも広く親しまれ、ユネスコ自体を広く知れ渡らせるものであったが、2003 年条約はそれをも超える勢いで世界の国々から賛同を集めている。また本条約は 1972 年条約の欠点を指摘して作成され、この発想の柱は、西欧的価値観に基づく文化・自然遺産のあり方（保護・維持）を見直し、そこに非西洋的ともいえる無形遺産の価値観を取り込んだ点（保護・再現）にある。無形遺産とは慣習や知識および技術であり、またその保護活動とは、つまり日本がこれまで長らく取り組んできた文化財保護法の下での無形民俗文化財の扱いと重なる。この日本の独自の視点に基づいたともいえる ICH 保護・再現の精神は、条約発効後 11 年を経たいま、世界各地で急速に広がりつつ、各国ではどのような取り組みがなされているか。主催の 1 人である CGS センター長の上杉富之氏は、条約に関わる社会文化的動態を、グローバルとローカルにおけるより多面的なコンタクトゾーンから解明していくことが求められると強調する。

また条約がもっとも強調する点の 1 つには、条約実施におけるコミュニティの参画がある。コミュニティには多大な期待が寄せられると同時に多くの課題も残される。参加した韓国のコミュニティは、「綱引き儀礼と遊び」によってユ

ネスコリストへの多国間共同登録(カンボジア、フィリピン、ベトナムとの 4 か国)を果たし、その村落地の農業従事者らからなる ICH コミュニティのグローバルな取り組みにおける挑戦と課題を発表された。また中国では、条約締結を機に伝統文化は国際舞台においてアピールすることが行政から強く求められるようになり、

「非物质文化遺産」は国内で近年急速に関心が寄せられるようになっているという。コミュニティからは「哈氏様式の廻づくり」の実践者が参加し、条約締結後の自身の社会的立場の変化について興味深い発表がなされた。タイの事例では、文化人類学者である発表者自身の具体的な経験から、文化的プローカーとしての自分が抱える困難さも伝えている。

本シンポジウムは、コミュニティから研究者および実務者まで、10 か国から多様な面々が会するきわめて貴重な機会となった。今後もコミュニティの実践的取り組みと、多様なステークホルダー間の相互作用の一層の検討が期待されるであろう。シンポジウムのプロシーディングス集(英語版: 2017 年 11 月出版予定)は IRCI のウェブサイトから閲覧できるので合わせて参考にしていただきたい。

IRCI のウェブサイト <http://www irci jp/>

第 13 回タイ研究国際会議参加記

田崎郁子(大谷大学真宗総合研究所東京分室
／京都大学東南アジア研究所)

‘Globalizing Thailand? Connectivity, Conflict and Conundrums of Thai Studies’と題した第 13 回タイ研究国際会議(The 13th International Conference on Thai Studies)が、2017 年 7 月 15 日-18 日タイ国のチェンマイ市郊外のチェンマイ国際展示・会議場で開催された。延べ参加者数は 1224 人(おそらく全 13 回のタイ研究国際会議の中で最多)、ペーパーが 598、それらが主催者によって 20 のテーマに整理され、全ての個人発表がテーマ毎に分けられた 174 のパネルに必ず所属しコメントーターが

付けられており、大規模ながらうまく組織化されていた。

振り分けられた 20 のテーマはペーパー数の多い順に(カッコ内がペーパー数)、Border Studies and SEZs(60)、Culture, Heritage, Crafts and Artisans(60)、Crisis of Democracy, Politics and Governance(58)、History and Public Memory(48)、Thai Economy and the Global Market(46)、Religion and Modernity(46)、Thailand and its Connectivity in ASEAN(41)、Literature, Media and Language(33)、Lanna Studies(30)、Education(30)、Health Care System and Aging(27)、Urbanization, Public Space and Spatial Politics(20)、Land Governance(19)、Migrants, Stateless People and Refugees(18)、Gender and Sexuality(17)、Transnationality(15)、Ethnicity and Identity(14)、Football and Politics(7)、Thai House and Architecture(6)、Spirits, Deities, Divas and Divination(3)。今会議の表題通りグローバル化に関連させた経済、宗教、文化の動態や、後半部で述べるタイの政治状況に関する発表が多くなされた。私の関心の中心である宗教に関するパネルで印象的だったのは、その多様性と柔軟性、流動性の高さに注目したものと、新たな現象としてのインターネットによるネットワーキングや商業、資本主義との結びつきに着目した発表の多さであった。

また今会議の特筆すべき点として、インターネットの活用が挙げられる。ICTS13 というスマートフォン用専用アプリが配信されプログラムなどが容易に検索できよう工夫されていた他、Facebook では今会議用のアカウントが開設され、パネル毎にそれぞれ発表を写真撮影し、内容をまとめて(発表者から見ると内容に 100% 満足するわけではないが)すぐにアップロードされた。開会式、閉会式、基調講演は YouTube に音声付でアップされ、大会終了後には HP 上で 778 ページに及ぶ要旨集も掲載された。相当な労力が必要だとは思うが、参加できなったタイ研究者にとっても有難いものだった想像する。

タイ語でこういった催しを *kaan ruam yaat* (知人・親戚の集う行事) と呼ぶらしい。その名のとおりあちらこちらで再会の喜びと新しい知見に出会う興奮に沸き、学会は幕を閉じた。

今国際会議開催の裏では、タイでの言論の自由に関わる動きもあった。タイでは 2014 年 5 月 22 日に軍事クーデターが起き、現在まで軍政が続く。その大きな特徴として反クーデターの動きを封じるための徹底した言論統制が挙げられる。国軍はテレビ、ラジオ等の放送局はもちろん、ブログや SNS 等ネット上の空間でも軍政に異を唱える言論に目を光らせ、加えて著名な知識人や NGO 活動家らに出頭命令を出して拘束し恐怖感を植えつけることで、監視体制を強化していった。市民からはこれに対するゲリラ的な抵抗が様々な形で行われている。

今会議 3 日目の午後には学術活動の自由への統制に対して、自由の回復を求める声明が発表された。多くのマスコミの取材があり（翌日のバンコクポストなどの紙面を飾った）、声明に続いて開催された座談会でも ‘Unlearned Lessons from the 22 May 2014 Coup D'état’ と題して同テーマが取り上げられた。しかし、1 カ月後の 8 月の第三週、今会議の学術委員会議長を勤めたチェンマイ大学の Chayan Vaddhanaphuti 氏をはじめ 5 人の参加者が今会議を開催したために、軍事政権から 5 人以上の政治的集会の禁止に抵触した罪を問われ、出頭命令を受けたのである。これに対して 8 月 18 日には、5 名への出頭命令（と告訴、それに続くであろう懲役 1 年の有罪判決）に反対する声明（ICTS13 participants' statement on the summons against Thai scholars）が会議参加者から発表され、参加者にも賛同の署名を求めるメールが送られた。声明は、タイの軍事政権に対して①5 名の出頭命令と告訴の取り下げ、②研究者や学生による学内外での授業や研究、議論に対する脅迫の停止、③タイ社会についての自由な議論の規制の停止、を求めた。タイをはじめとする東南アジアに関する研究を網羅的に掲載しているウェブサイト New Mandala 上では 8 月 21 日の時点で 418 名の参加者からの署名が集まつたとし、全員の名前を公表してい

る。一方、タイ国籍の研究者からは 2 名の署名しか集まらず、タイ人研究者がこの言論統制に抱く恐怖心を如実に示している。

私自身もこの署名を求めるメールにうろたえてしまい、その重要性は分かってはいたものの怖気づいて署名を送ることができなかつた。しかし、私と一緒に今会議に参加した日本の多くの先生方は 24 時間以内にぜひ、と緊急を要するこのメールの協力要請に誠実に答え、堂々と署名をされていた。日本での署名には必要だと思えば躊躇しない性格の私だが、今回怖気づいてしまった自分をとても恥ずかしく感じた。もしさたいつかこのような機会があったら（もちろんない方が望ましいのだけれども）その時は正々堂々と自分の信念を貫く行動をとりたいと心に誓った。

「フィリピノ語によるフィリピン研究学国際会議」と「環太平洋民族と環境に関する西マウイ国際会議」に出席して

荒哲（福島大学）

私は、本年、環太平洋研究関連の国際会議二つに招聘され、フィリピンのマニラ、そしてアメリカ合衆国のハワイにおいて報告者が現在追究している研究成果を報告する機会を得ることができた。まず前者のフィリピンのマニラで開催された国際会議「フィリピノ語によるフィリピン研究学国際会議」（Pangdaigdigang Kongreso Sa Araling Filipinas sa Wikang Filipino）について報告する。

フィリピンでは、アメリカ植民地時代に築かれた教育制度の下、英語による教育が一般化し、アジア・太平洋戦争以降も教育言語としての英語が定着し、フィリピンは現在に至ってもアジアで唯一最大の英語圏である。そのため、フィリピン社会では様々な場面においてこの言語が当然のように使用されてきており、それは国際会議という場においても例外ではない。しかしながら、フィリピンにおいては、ベトナム戦争を背景として 1970 年代以降に高まった反米ナショナリズムの台頭をきっかけに、フィリピン言語をパラメーターとするフィリピン独自の人

文社会科学構築の動きが顕著となった。特に当時のフィリピン大学歴史学科教授セウス・サラサールが提唱した *pantayong pananaw* 運動では、従来の欧米型歴史史観を根底から見直し、フィリピン言語、特にタガログ語をベースとしたフィリピーノ語を人文社会科学領域において積極的に使用し、従来の英語からの視点から解放されたフィリピン独自の視点の構築を主張するようになった。1991年、フィリピン共和国大統領府直属の政府機関、フィリピン言語委員会 Komisyon sa Wikang Filipino (KWF) が発足し、1987年憲法に明記されているフィリピン国語についての項目、*Pilipino* 精神に基づいた活動を積極的に展開している。

この会議は、前KWF委員長であり、ナショナルアーチストとしても著名なビルヒリオ・アルマリオ氏によって提唱された。同氏によれば、現在のKWFの活動の根本には、「知の言語」 *wika ng karunungan* として、そして、様々な教育研究活動の領域における創造並びに知の発見の手段としてフィリピーノ語を位置づけようとする。これは、従来のフィリピーノ語の位置づけをフィリピン国内にある一部の特定の大学における（例えばフィリピン大学等）フィリピン研究学だけの領域に位置づけるのではなく、より広範囲な、換言すればすべての教育研究に資するためのユニバーサルなものとして活用するという目的を持つ。

フィリピーノ語をパラメーターとした教育研究関連の国際会議は管見の限りにおいてはこれが初の試みであろう。今回、KWFのみならず、その他、フィリピン研究学会 Philippine Studies Association、フィリピン文化芸術委員会 Pambansang Komisyon para sa Kultura at mga Sining (NCAA)、フィリピン国立博物館 National Museum、フィリピン翻訳機構 Filipinas Institute of Translation (FIT)、文化科学委員会 Wika ng Kultura at Agham Ink、フィリピン作家連合 Unyon ng mga Manunulat sa Pilipinas (UMPIL) がこの国際会議を後援ないし協賛した。

会議は、8月2日から8月4日までの三日間行われ、会議の冒頭、KWF委員長プリフィカシ

ヨン・デリマ氏による開会の言葉から始まり、その後、ビエンベニド・ルンベラ氏による「教育分野における言語の育成」と題する基調講演が行われる予定であったが、体調不良のため代理人による講演原稿が朗読された。また、フィリピン研究学会会長並びにフィリピン大学ディリマン校教授でもあるベルナディタ・チャーチ教授による教育、研究、成果発信の際のフィリピーノ語の活用についての講演があった。続いて、三つのパラレルセッションにおいて人文社会科学はもとより自然科学の領域までを包括する研究発表が行われ、報告者自身も初日の午後のセッションにおいて現在進行中の研究、フィリピン史における日本占領下の暴力についての報告をフィリピーノ語で行った。基調講演等とセッションの報告者を合計すると 63 名が登壇し、その他 300 名以上の参加者を含め三日間の会議は盛況のうちに終了した。

フィリピーノ語をパラメーターとする教育研究に関する国際会議ということで、今回、報告者の日本を含め、スペイン、アメリカ、ニュージーランドからの参加者も報告のため登壇したが、残念ながら日本からの参加者は報告者一人に限られた。日本国内でもフィリピン地域研究関連の研究者は数多いが、フィリピーノ語を研究言語として位置づけている研究者はごく一部を除き極めて少ない。今後のフィリピン研究をめぐる国際的な情報共有をめざした、日本国内のフィリピン研究関連教育機関（東京外国語大学や大阪大学外国語学部）と海外の高等教育機関との連携、交流の必要性を実感した。そしてこの交流には最大限フィリピーノ語も積極的に活用することは言うまでもないであろう。

次に、10月13日、14日の二日間、アメリカ合衆国ハワイ州西マウイ島のラハイナで開催された「環太平洋民族と環境に関する西マウイ国際会議」(West Maui Conference on Pacific Peoples and their Environments) について簡単に報告する。この会議は、ハワイ大学マノア校社会学部、同大学フィリピン研究センター、同大学ハワイ研究センターなどが中心に後援し、ハワイ大学の他、西マウイコミュニティーカレッジなど複数の教育機関が基金を募り開催され

た。この会議の目的は、環太平洋地域（アメリカ、日本、フィリピン、東南アジア諸地域、南太平洋地域、オーストラリアなど）を構成する文化並びに環境（自然、文化、社会、経済）の多様性と共通性を追究し、認識することであった。

参加者は、地元、ハワイ大学の教員や学生を中心に、報告者の日本、その他、アメリカ本土、アメリカ領サモア、インドネシア、フィリピンからも参加し、53名が報告のために登壇した。報告内容は主に環太平洋地域で顕著な地球温暖化を起因とする環境破壊並びに環境保全が多数を占め、中には地元ハワイ社会における歴史的なハワイ文化の遺制と保全に関する研究報告が多く、参加者の興味をひいた。とりわけハワイ社会の中に依然顕著である人種問題や差別についての報告もあり、センシティブな内容ながら多くの参加者の共感を得た。

二日目の基調講演では、インドネシア領西パプア出身（ジャヤプラ）で現在、アメリカに在住のヘルマン・ワインガイ氏によるジャヤプラにおける自身のインドネシアの圧制に対する抵抗運動、同政府の人権侵害について報告があった。ジャヤプラ（西イリアン）は、アジア太平洋戦争後にインドネシアが暴力的に併合した地域であるが、同地域における人権侵害は東チモールにおけるそれと勝るとも劣らぬ過酷さがあった。ワインガイ氏による力のこもった講演は、ジャヤプラの問題が依然として多くのパプア人を苦しめていること、そしてこの問題の世界的認知が今後とも必要であることを再認識させた。

日本からの参加者は、報告者（フィリピン史関連の報告）も含め、三名にとどまったが、その中の安里陽子氏（同志社大学）は、「パイナップル産業における華人系沖縄人のアイデンティティーの歴史」と題する報告を、そして東佳史氏（立命館大学）は、「インドネシアのアチェにおける2004年の大規模津波後の山林伐採」と題する報告を行い、いずれも環太平洋地域における歴史並びに環境問題に関して新しい視点を提供していた。

今回、報告者は、これら二つの国際会議参加にあたり、それぞれの主催者からの渡航補助を

得ることができた。今後とも国際的な知の発信を継続していきたいと考える。

第9回ヨーロッパ東南アジア学会(EuroSEAS) 研究大会に参加して

津村文彦（名城大学）

2017年8月16日から18日まで、オックスフォード（イギリス）にて、ヨーロッパ東南アジア学会（EuroSEAS: European Association for Southeast Asian Studies）に参加した。

EuroSEASは1992年に設立され、2年に1度の研究大会が、ライデンやウィーンなどヨーロッパ各地で開催されている。人文社会の専門家が多いが、領域横断的な研究が多いのも、この学会の特徴といえる。

今回は、オックスフォード大学のイグザミネーション・スクールズで開催された。もとは学生の試験のため19世紀末に建てられた美麗な建築で、周辺にはクリスト・チャーチやボドリアン図書館、聖マリア教会のほか、ピットリヴァーズ博物館やアシュモレアン博物館など著名な博物館も位置しており、多くの観光客が行き交っていた。

イグザミネーション・スクールズ内に9会場が置かれ、1日を4つのセッションに分けて研究発表やラウンドテーブルが開催された。また初日と2日目には基調講演が行われた。

基調講演は、初日がタマサート大学（タイ）のカシアン・テーチャピーラ(Kasian Tejapira)教授による‘The Sino-Thais’ Right Turn towards China’であった。カシアン教授は、これまで民主化を支えてきた中華系タイ人が、アメリカ主導のグローバル化や多数決型民主主義を離れ、より右翼的な勤王ナショナリズムへと傾斜し始めるとともに、中国が存在感を増し始めた近年の状況を描出した。また2日目はインドネシアの作家ラクスミ・パムンチャック(Laksmi Pamuntjak)氏が‘Between Hope and Despair: Living with Difference in Today’s Indonesia’と題する基調講演を行った。イスラム保守層の政治的躍進や派閥政治が「多様性の中の統一」という国是の維持に困難を生みつつ

あり、こうしたインドネシアの政治状況をふまえて小説家が果たすべき役割について自身のライヒストリーを交えながら論じた。

研究発表では 84 件のパネルが設置され、そのうち 50 件程度が、東南アジアの複数の国が対象であった。テーマも、政治、宗教、環境、歴史、移民など多岐にわたるとともに、宗教と法・政治との関係など、領域複合的な关心も多く見られた。

個別の研究発表は 340 件ほどで、インドネシアに関する研究発表が 111 件と非常に多かった。ベトナム 31 件、タイ 28 件、フィリピン 26 件、カンボジア 25 件と比べてもインドネシア研究の活発さが際立っていた。

主催者によると 40 カ国から 450 名が参加したという。正確な国別人数は不明であるが、プログラム記載の発表者の所属機関を集計したところ、イギリス 109 名、オーストラリア 58 名、ドイツ 46 名、オランダ 30 名、アメリカ合衆国 28 名と続いた(のべ人数)。東南アジアからは、インドネシアが最多で 25 名、タイ 14 名、シンガポール 13 名であった。日本の大学からは 16 名が参加した。ほかにもヨーロッパや東南アジア諸国から多数の参加が見られた。

また‘Early Career Researchers Mentoring Workshop’、‘How to Get Published’など、大学院生や若手研究者を対象にしたプログラムも置かれ、若手研究者が同世代のネットワークを築くうえで良い機会が提供されていた。

そのほかフィルムプログラムでは、9 本の作品が上映された。フィリピンの選挙、タイの徴兵抽選、東チモールの家庭内暴力などドキュメンタリーの短編作品が目を引いた。また写真展示‘Vernacular Architecture in Southeast Asia’では、オックスフォード大学などのアーカイブコレクションの写真が休憩会場を飾っていた。

発表者は、「東南アジアの医療実践における効果の創出」と題するパネルに参加して、「東北タイの呪医の治療実践における触覚と視覚」と題する研究発表を行った。イギリス人 3 名、イタリア人 1 名、フランス人 1 名、日本人 1 名で構成され、パネルのオーガナイザーはオックスフォード大学の大学院生 2 名であった。会場には

20 名ほどの聴講者が参加し、終了後も複数の聴講者と活発な意見交換ができたのは大きな成果であった。本学会は英語の非母語者も多いため、多くの日本人研究者にとっても発表のしやすい環境だと感じた。

次の研究大会は、ベルリン(ドイツ)のフンボルト大学にて、2019 年 9 月に開催される予定である。

公式ウェブサイト <http://www.euroseas.org>

第 18 回国際仏教学連盟会議

川本佳苗(龍谷大学)

2017 年 8 月 20 日から 25 日にかけて、カナダのトロント大学にて、第 18 回国際仏教学連盟(IABS)会議(XVIIIth Congress of the International Association of Buddhist Studies)が開催された。これは、トロント大学内の仏教学研究所、その研究所を設立した The Robert H. N. Ho Family 財団、そしてトロント市内にある佛光山寺院(Fo Guang Shan and the Fo Guang Shan)の三者による共催である。

IABS 会議は、3 年毎に世界の大学一校を会場として開催されており、次回の 2020 年の会場は韓国ソウル大学が予定されている。今回の会議では、合計 44 パネル、18 セクション、発表論文 416 本、発表者 447 人、参加研究機関 251、参加国 26 カ国、企画発表・ワークショップ数 9、そして展示数 9 という統計結果となった。

1 日目の開会式では、IABS 理事 Richard Salomon 教授が基調講演‘What Happened to Buddhism in India?’を行い、約 2500 年前にインドで発祥したとされる仏教思想が、今日における世界宗教となるまでの歴史的背景を概説した。

2 日目からは、口頭発表とパネルディスカッションが行われた。日本人参加者も多かったが、個人発表よりもパネル編成での発表が主流であった。例えば、山中行雄氏(タイ・タンマガイ寺 Dhammachai 三蔵プロジェクト研究員)は、南・東南アジアに現存するパーリ語仏教文

献の伝統についてのパネルを主催した。同パネルにおいて、清水洋平氏（大谷大学）は、中央タイの寺院に収蔵される貝葉写本（ヤシの葉に刻まれた仏教經典など）の文献的価値を調査し、その腐朽や散逸を防ぐべく、課題としてタイ寺院側の意識改善および研究機関・研究者間の協力の必要性を指摘した。また、笠松直准教授（仙台高等専門学校）は、ミャンマーに所蔵されている写本文獻のうち、ブッダの生涯を偈（詩）の形式で綴った *Jinālaṅkāra* とミャンマー仏教で独自に作られた三蔵注釈書 *ṭīkā* の 2 作品についての調査報告を行った。

その他、3 日目には、インド初期仏教文献の漢訳過程で生じた解釈の変移をテーマとしたパネルにおいて、東京大学の下田正弘教授（インド哲学仏教学研究室）と馬場紀寿准教授（東洋文化研究所）がそれぞれ発表した。

報告者が参加した 5 日目の「現代仏教」のセクションでは、現代世界における仏教思想の現れや仏教から着想を得た舞台作品についての発表が行われた。報告者は「愛はめぐり続ける：メーナーク、タイ仏教説話から生まれたアジア人の新オペラ・ヒロイン」（Love Incessantly Flows: Mae Naak, A New Asian Opera Heroine Born out of a Thai Buddhist Narrative）の題目で、ソムタウ・スッチャリダクンによる、タイの幽靈譚「メーナーク・プラカノーン」のオペラ作品（2003年初演）を仏教説話として分析した。

今回の会議では、全体的に文献学的な研究手法による発表が大半を占めたが、日本の仏教学研究と大きく異なる点として、仏教思想の現代問題への応用や現代社会との関連が注目され始めていたことが挙げられる。特に、パーリ語のサティ（*sati*）の英訳であるマインドフルネス（気づき）を用いた東南アジア由来の仏教瞑想についての発表が幾つもあり、TIME 誌などの一般紙でマインドフルネス特集が組まれたことなども取り上げられていた。

これまで日本では、東南アジアにおける現代的な仏教実践に対して、特に文化人類学や地域研究からアプローチしてきた。しかし今後はそれに加え、仏教学からのアプローチも必要であ

ることを痛感した。

地区活動報告

各地区例会の 2017 年 4 月から 2017 年 9 月までの活動状況は以下の通りです。

関東地区

2017 年 4 月 8 日 (土)

大久保翔平 (東京大学・院生)

「東南アジア島嶼部におけるアヘン消費の広まり—17 世紀後半から 18 世紀半ばを中心にして」

川島緑 (上智大学・総合グローバル学部教授)

「19 世紀初頭東南アジアのイスラーム・ネットワークのなかのミンダナオ—写本と口承からみるサイドナー・ムハンマド・サイドの旅—」

(会場：東京外国語大学・本郷サテライト)

中部地区

2017 年 4 月 15 日 (土)

ピヤダー・ションラオーン氏 (天理大学)

「金と錫鉱山からみるタイ最南部・マレーシア最北部の歴史」

2017 年 5 月 20 日 (土)

「植民地期インドネシアのメディアと女性」

富永泰代 (大阪大学・非常勤講師)

「20 世紀転換期における女性の執筆活動:DE ECHO を中心に」

小林寧子 (南山大学)

「1920 年代のイスラーム定期刊行物の中の女性: Bintang Islam を中心に」

コメント: 服部美奈 (名古屋大学)

東南アジア学会中部例会・基盤研究 A 「イスラーム・ジェンダー学構築のための基礎的総合的研究: イスラーム知と教育」班との共催

(以上、会場はすべて愛知大学名古屋校舎)

関西地区

2017 年 5 月 27 日 (土)

「仏教説話「12 人姉妹」の現代的展開」

橋本彩 (東京造形大学・助教)

「ラオスにおける 12 人姉妹: 山となって語り

継がれるプッタセーンとカンヒー」

岡田知子 (東京外国語大学大学院・准教授)

「リー・ブンジム監督『12 人姉妹』(1968 年)」

に見る 1960 年代のカンボジアの諸相」

平松秀樹 (京都大学東南アジア地域研究研究所・連携准教授)

「タイの「12 姉妹」と特撮映画」

コメント: 飯島明子 (東洋文庫・研究員、東南アジア学会・会長)

科研費・基盤 B 「物語文化圏としての東南アジア」(代表: 山本博之) との共催

2017 年 7 月 8 日 (土)

「東南アジア大陸部における被戦争社会とレジリエンス」

瀬戸裕之 (新潟国際情報大学・准教授)

「ラオス中部における被戦争社会の変容とレジリエンス: 戦争期の住民移住を中心に」

倉島孝行 (京都大学大学院・研究員)

「東北タイ東部の元タイ国共産党員らとその家族の 50 年: 土地利用と生業様式を生んだ断絶性と連續性」

片岡樹 (京都大学大学院・准教授)

「冷戦がもたらしたタイ国山地社会の変動」

コメント: 岩井美佐紀 (神田外語大学・教授)

(以上、会場はすべて京都大学東南アジア地域研究研究所)

事務局より

1. 学会誌『東南アジア—歴史と文化—』の電子アーカイブ化について

1号から44号までの学会誌について、下記URLにて電子アーカイブが公開されておりますので、よろしくご利用下さい。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/sea-char/ja>

2. 会員情報の変更届について

転居や就職などで会員情報の登録内容に変更がある場合や退会する場合には、すみやかに以下の要領で変更手続きをとってください。

(1) 変更届けの提出

学会ウェブサイトを利用する場合、学会ウェブサイトの「会員登録の変更・退会届」のページで変更のある項目を入力して送信してください。電子メールを通じた届けでもかまいません。

Fax や郵便を利用する場合、次ページの「変更・退会届」をコピーして該当事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

(2) 会員メーリングリストの登録アドレス変更

メールアドレスを変更した場合、上記の変更届と別に会員メーリングリスト(SEAML)に登録したメールアドレスの変更を行う必要があります。学会ウェブサイトの「東南アジア学会メーリングリストSEAML 案内」の「登録変更ページ」で旧アドレスを解除した後、新アドレスの登録を行ってください。

*退会する場合にはメーリングリストの解除も忘れずにお願いします。

3. 学会からの連絡を郵便で受け取りたい場合

本学会からの連絡は基本的にすべて会員メーリングリスト(SEAML)を通じて行っています。郵送による連絡を希望する会員は、「郵送希望書」の提出と、会費と別に郵送手数料（年間2000円）が必要となります。

退会以外の理由でSEAMLから登録アドレスを解除する場合、「郵送希望書」を提出していただかないと学会からのお知らせが届かなくなりますのでご注意ください。郵送を希望する場合は、次ページの「郵送希望書」に必要事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。同じ内容が記載されていれば電子メールによる連絡も受け付けます。

*なお、郵送手数料は当該年度の会費とまとめてお支払くださるようお願いします。

4. 入会手続きについて

本学会への入会には本学会の正会員1名の推薦が必要です。入会を希望する方は、学会ウェブサイトから入会申込書を入手して必要事項

を記入し、推薦者の署名を受けた上で、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

5. 学会ウェブサイトについて

本学会の諸規程、研究大会案内、地区例会案内などについては学会ウェブサイトをご覧ください。

6. 研究大会の報告者募集について

詳細は1月と7月にお送りする研究大会予報をご覧ください。

7. 旅費の補助について

研究大会で研究報告を行う若手会員の旅費の一部を補助します。該当者は研究大会での報告が決まったら大会理事にお問い合わせください。

8. 会誌への投稿について

会誌『東南アジア—歴史と文化—』への投稿を希望する方は、学会ウェブサイトにある投稿に関する諸規程をご覧ください。

9. 会費について

年会費は、一般会員8000円、学生会員5000円です。振込先は以下の通りです。

郵便振替口座00110-4-20761 東南アジア学会

なお、郵便局以外の金融機関からの振込みの場合は、以下の口座宛にご送金ください。

口座名「東南アジア学会（トウナンアジアガッカイ）」

店名「〇一九（ゼロイチキュウ）」

店番「019」 口座種別「当座」

口座番号「0020761」

10. 会報の訂正について

会報106号に以下の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。なお、印刷版及びウェブ掲載版では訂正済みです。

表紙 吉川和→吉川和希

p.7 玉田芳文→玉田芳史

東南アジア学会事務局

〒562-8558 大阪府箕面市粟生間谷東8-1-1

大阪大学大学院言語文化研究科

池田一人研究室

Email: jsseas@ml.rikkyo.ac.jp

URL: <http://www.jsseas.org/index.html>

会員情報係

(株) 京都通信社

〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309番地

TEL 075-211-2340

FAX 075-231-3561

Email jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

この用紙に必要事項を記入のうえ、会員管理係に FAX または郵送でお送りください。

(学会ウェブサイトからの変更・退会届提出も可能です)

会員情報係：(株) 京都通信社 〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地

Tel: 075-211-2340 Fax: 075-231-3561 E-mail: jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

住所等の変更・退会届

名前：

下記の通り会員登録を変更します

現住所：

所属：

職名：

所属先住所：

メールアドレス：

専攻：

研究課題（追加の場合もすべて列挙してください。但し 3 つまで）：

その他の変更：

退会届

年 月 日をもって東南アジア学会を退会します。

署名：

*会費滞納者の退会は認められませんので、ご注意ください

郵送希望書

学会からの連絡は郵送にて下記の住所に送ってください。

*どちらかにチェックを入れてください。

一般会員（会費+郵送手数料=10000 円）

学生会員（会費+郵送手数料=7000 円）

名前：

あて先：

東南アジア学会会報 第107号
2017年11月発行

発 行 東南アジア学会事務局（会長 飯島明子）
編 集 東南アジア学会事務局（総務 池田一人、菅原由美）
所在地 〒562-8558 大阪府箕面市粟生間谷東8-1-1
大阪大学大学院言語文化研究科 池田一人研究室
Email jsseas@ml.rikkyo.ac.jp
URL <http://www.jsseas.org/index.html>
郵便振替 00110-4-20761 東南アジア学会
